

讀史餘論

新井君美著

一二

136
6
209

東 京 圖 書 館			
三	一	六	和 書 門
二	六	六	雜 史 類
冊	號	函	類

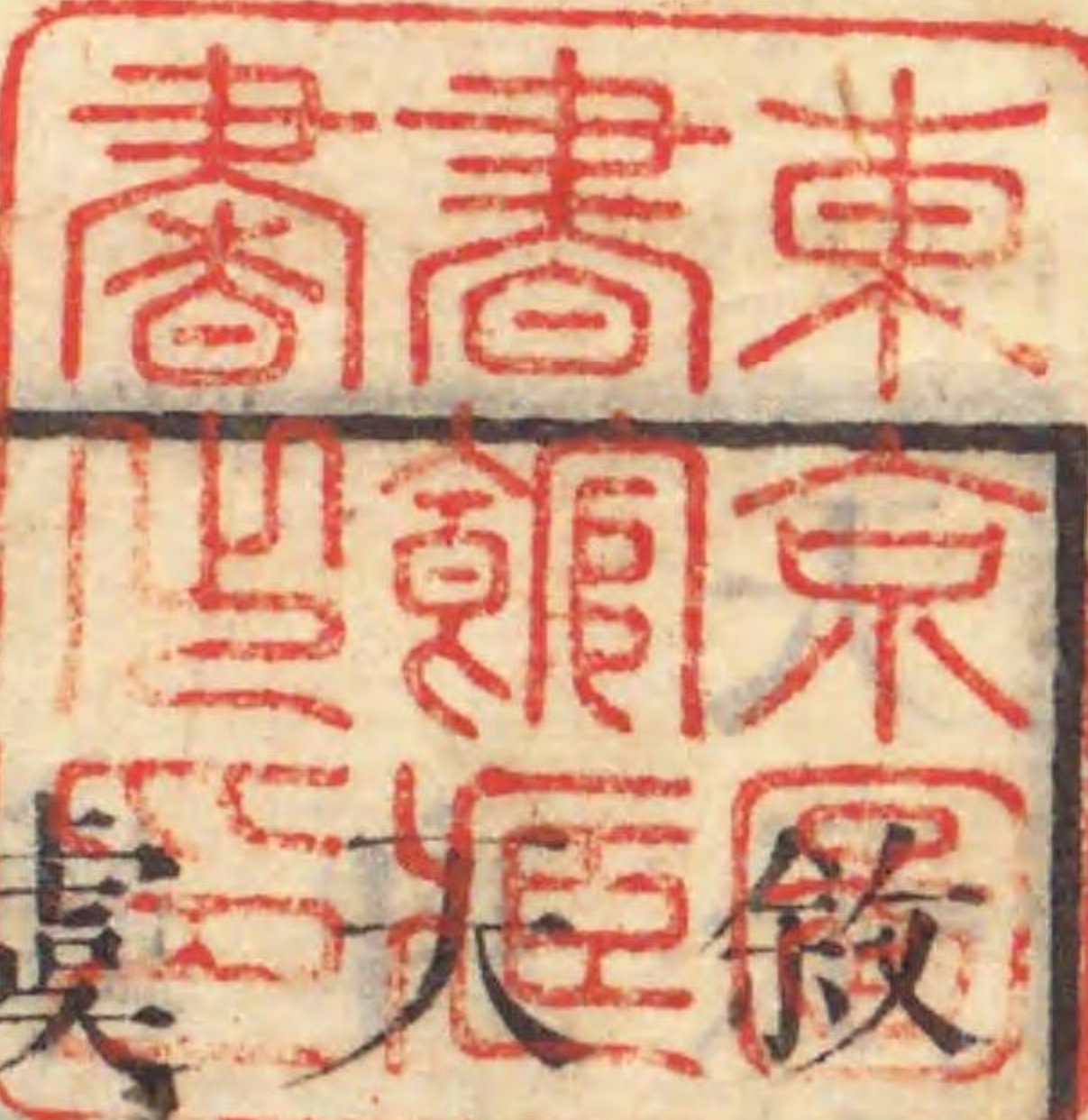
新井君美著

讀史餘論

甲府書肆

温故堂內藤藏

定價金壹圓廿錢



天下活機也。其變豈有窮乎哉。虞夏商周之醇質忠文。變而為七雄秦漢之權詐力爭。東漢吳蜀之節操義烈。變而為魏晉六朝之浮辨虛誕。一治一亂。機變循環。以迄趙宋。宋朱明為胡元。鞬清所吞并焉。冠帶指讓之國而

變乎侏僂辨髮之域。其變亦幾乎窮也。伏惟。

皇朝萬古同姓。百

王一統。非若夫羣雄諸賊分裂奪

攘。而又屢為夷匪所穢之比也。

雖然。在。我往古。禮樂征伐出

自

天子。中葉以還。變而出自霸府。守

介掾日變乎守護地頭。守護地

頭又變乎封建。封建之弊遂至

乎列國雄峙矣。然則

皇朝古今天下之機變。亦豈小

小也哉。源君美嘗著讀史餘論。

分古今天下之大勢為

王室九變。霸府五變。蓋有不堪忠

慨義憤之意焉。逮吾

神君。奉戴。王室。置諸盤石之上。而俾斯民。霑
二百年至隆文明之化。以及今
日。不耳鼓鼙之聲。天下之機變
又有若是之美者。較之夫以冠
帶。揖讓變乎侏儻。辮髮者。其幸
不幸之異。不亦甚乎。嗚呼。天下
活機也。其變豈有窮乎哉。然而

不為侏儻。辮髮之人。而為
皇朝化內之民。不生乎曩昔。仍
變之際。而生乎今日。至隆文明
之時。豈其非幸耶。豈其非幸耶。
閒者。先生裔孫述齋君。出茲編
於祕笈。授裕校。而刻之。遂書是
言。為讀史餘論敘。
安政龍集戊午正陽之月

安地西疇菽原裕公寬甫識



Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like '西疇', '裕公', '寬甫', and '識'.

例言四則

一原本係先生外孫藤清盈所謄寫而裔孫述齋君
秘笈中書而非先生原書也。先生原書廼中箱本
也。自跋曰。原書字細不明。亡息宜卿就平元成本
另傳寫焉。云爾。則先生生前既有二本。清盈本豈
又就宜卿本而謄寫者歟。一閱傳寫。脫誤即出故
今雖以清盈本為據。而旁搜善本。一一讐校而成
之。然又不妄改竄。異同若脫誤。逐條標諸欄外。恐
失其舊也。

一舊本欄外有評若註語。或累牘疊出。或數十百葉
間。甚寥寥焉。先生所加歟。它人所增歟。未有確考。

姑存之以俟識者
一自跋曰。積累日久。遂成三小冊。迺一自總論迄南
北分立。一自上古征伐出自天子迄後醍醐
帝中興。一自尊氏奉北朝迄秀吉。凡成三冊者。
是其定本也。今分之如左。非敢亂之。以卷冊重大
也。改舊之罪。固所不逭。
一國音予所弗曉也。然茲刻本為黃口設。則不可不
為黃口計。於是乎人名地理職官器章音讀稍涉
奇澁者。姑以予所曉注於字旁。覽者幸諒。旃。

萩原裕識

讀史餘論總目

卷一

天下の大勢九變して武家の代となり武
家此代又五變して當代小なり。總論
乃事

幼主并攝政始付藤氏家學以建事
關白并廢主始の事

宇多醍醐村上三代攝關を置れざる事
管丞相の事

冷泉以後八代の間攝家此人人權を專に

セら^レ事^付天子院號始の事
後三條院攝家乃權を抑多^レ事

卷二

上皇御政務の事上

卷三

上皇御政務の事下

鎌倉殿分掌^元天下之權事

卷四

北條陪臣小て國命を執^レ事^付 皇統分

並攝家五流と^レなる事

後醍醐復位の事

卷五

南北分立の事
上古征伐自^レ天子出事

中古以来將帥^レ任世官世族となり^レ事

源賴朝父子三代の事上

卷六

源賴朝父子三代の事下

卷七

北條代代天下の權を司^レ事

卷八

後醍醐中興御政務の事

卷九

足利殿 北朝乃主伐建ら此一事

卷十

室町家代代將軍の事上

卷十一

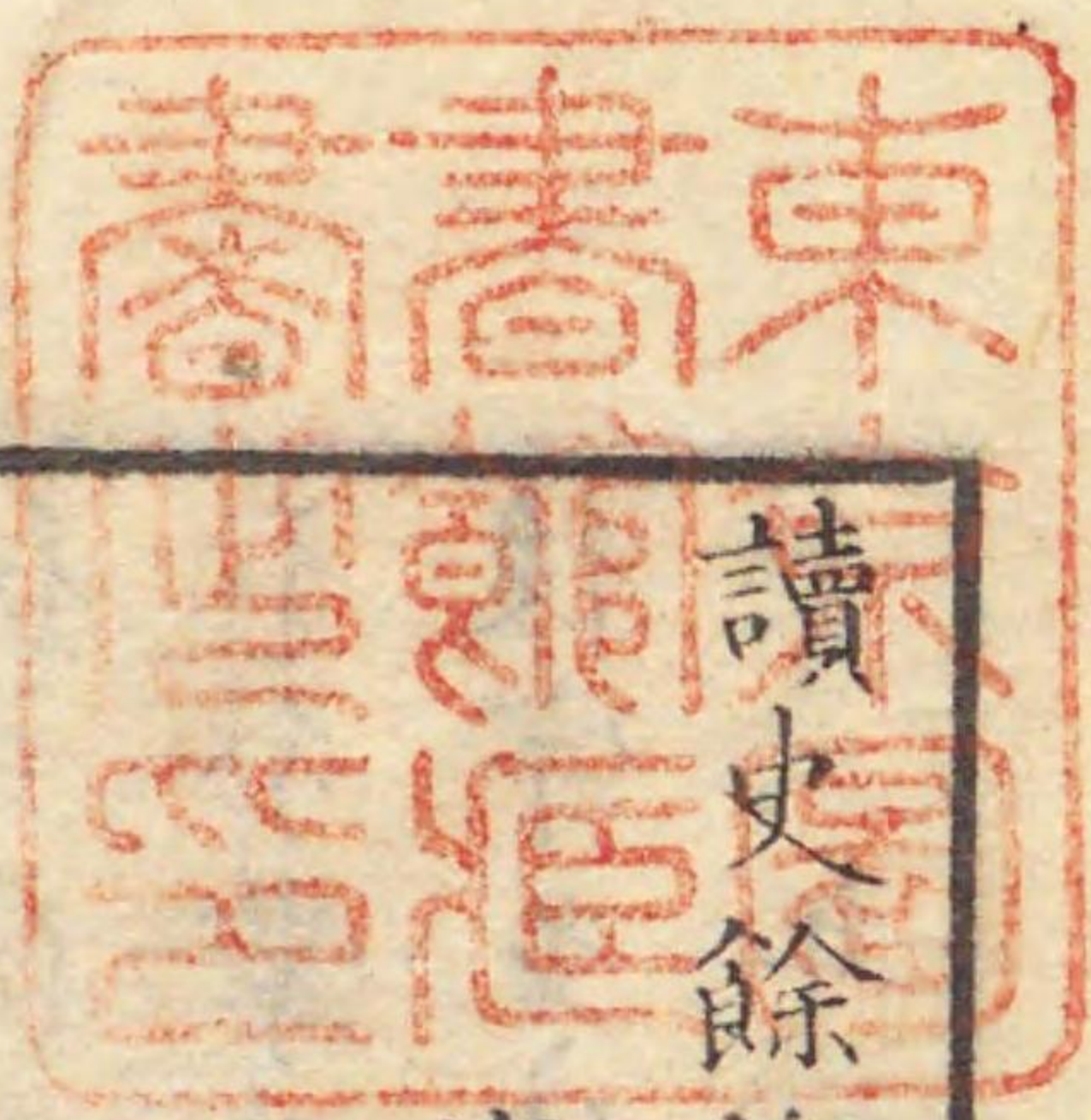
室町家代代將軍の事中

卷十二

室町家代代將軍の事下

信長治世の事

秀吉天下の事



讀史餘論卷一

筑後守從五位下源君美著

萩原裕校正

○本朝天下の大勢九變して武家乃代となし武家の代また五變して當代小
木よ小總論の事

神皇正統記小光孝より皇土は一向上古也
萬乃例を勘ふるも仁和より下川うた代申の
五十六代清和幼主より外祖良房攝政是外
戚專權の始變基經外舅の親よりりて陽成を廢
光孝を建りハ天下の權歸於藤氏なり

關白を置き、或は置きさる代ありしと。藤氏乃權
 おのつゝ、うら日日盛也。變六十三代冷泉より圓融
 花山、一條、三條、後一條、後朱雀、後冷泉、凡八代、百三
 年、此間は外戚權を專にす。變後三條、白河兩朝を
 政出於天子。變堀河、鳥羽、崇徳。白河六年鳥羽
十四後白河、二條、六條、高倉、安德。後白河三年凡九代
 九十七年、此間を政出於上皇。變後鳥羽、土御門、順
 徳三代、凡三十八年の間を、鎌倉殿天下兵馬の權
 を分掌とらふ。變後堀河、四條、後嵯峨、後深草、龜山、
 後宇多、伏見、後二條、花園、後醍醐、光嚴、十二代、凡百
 十二年、此間を、北條陪臣より執國命。變後醍醐重

祚、天下朝家、小歸する事、纔小三年。變そののち、ち天
 子蒙塵、尊氏、光明を立て、共主となして、より、天下
 ぶかく、武家を此代となす。變
 武家は、源頼朝幕府を開て、父子三代、天下兵馬、此
 權、茂司とせり。凡三十三年。變平義時承久の亂、後
 天下乃權を執る。其後七代、凡百十二年、高時、此代
 小至て滅ぶ。變此時、攝家將軍、二、後醍醐中
 興、此後、源尊氏、反して、天子蒙塵、尊氏、光明院を北
 朝、此主となして、みづから幕府を開く。子孫相繼
 て、十二代、小たより、凡二百廿八年。變○此の
 十四年、應仁亂、後百七年、此間、天下大亂、實、小
 七十七年、此間、武威ある、とく、なれ、と、東國、此

皆鎌倉也。足利殿に末織田家勃興して將軍を廢
屬と挾天子令天下と謀りて事未成して凡十年
不其臣光秀弑とらふ。豊臣秀吉其故智を用ひ
自ら關白ととなりて天下の權伐恣とて凡十
五年四變そのくち終小當代此世となる五變
謹按鎌倉殿天下の權伐分を社一事は平清盛
武功小より身を起し遂に外祖の親伐て
權勢を專よとに清盛くありし事
も上る上皇に政みされ下ハ藤氏累代權を恣
少せに働ひし小ら也。されハ王家の衰
一始る文徳幼子をもて仰きとふは社一

より社りとは存をも也。尊氏天下の權を恣しを
らき一事を後醍醐中興に政正しからん天下
の武士武家の代伐をたひし小ら社も也。尊氏
より下は朝家をたぐ虚器を擁とら社一まく
はて天下をまつく武家に代とるふりしふ
ふり

。本朝幼主并攝政始。付藤氏家學を建る

事變

文徳帝ハ仁明の太子也。母ハ左大臣藤冬嗣乃女。
冬嗣鎌足の五條后といふ。嘉祥三年三月仁明
崩四月文徳即位。即位より五日小あたるて清和

生る、母を右大臣藤良房の女染殿后是也。良房の冬嗣の

二男ありて文始文徳小三子あり、長ハ惟高文徳即位の時

七歳次ハ惟條、二人共ニ紀名虎の女は生る所也

三々惟彦といふ、滋野貞主の女は生る所也、然る

小文徳第四子惟仁を太子とす、すふハ即位乃

年於十一月、惟仁生れて纔小九月也。例ハ

大納言源信を皇太子傳とす信ハ帝の叔父、江談云、帝

有讓位於惟高之志、憚良房不果、或祈神又修秘法、

真濟為惟高祈焉、真雅為惟仁祈焉、按多ク此事

亦見于國史、左ク信諫止レ也、齊衡三年十一月

帝新小殿を作リ、庭上リてみ法ニ、ハ天戔祭ル事

一本惟仁
下分註清
和天皇此
御事七字

あり、古江談所謂祈神ハ事歟、天安元年二月、右

大臣良房為太政大臣、大友高市押勝、道帶、劍をゆ

るハ、古源信ハ諫ル、ハ良房の心を慰む

る、免歟、その十一月弘法小僧正ニ、レ其弟子

真濟ハ請フ、ハ真濟をレて惟

高ハの事を祈ラ、ハ故歟、其十二月、惟高元服、授

四品、明る二年八月、天皇崩、廿二歳也。惟高十惟仁

九歳ヨて踐祚、外祖良房攝政、實録を按ずるに

事言語不通ト云、又良房攝政ハ、帝倉卒有不豫之

異朝の例、堯乃時舜攝政、殷時伊尹保衡、周時周

公旦、漢時霍光、本朝の例、應神時神功后、推古

讀

此時厩戸齊明の時中、大兄元明、此時皇女淨也。
正の御事也。

貞觀六年正月、帝元服、良房還政。攝政五年、白河小閑居

す。十三年二月、帝御紫宸殿視政。四月、加良房食祿

賜隨身兵仗。准三后の准三后始十四年九月、良房薨。年

六十九、贈正一位、封美濃公、謚忠仁公。攝政十三年

此後源融、藤基經執政。初、閑院左大臣冬嗣歎

藤氏之衰、子孫親族乃學を勸ん、これに建勸學院

太學、東西の曹司ありて、菅江二家これを掌る。そ北南小あり、南曹といふ。氏長者管

領して、興福寺及氏社の事を司ふ。良房の後、此一

流小傳り掌る。○西宮記小、辨學院以元慶五年、中

納言在原行平、卿庶幾勸學院之例、所建立也。○江

次第小、應和二年、閏十二月、源氏王卿大納言高明

以下申請、當院學生、准勸學院例。○拾芥小、淳和院

天長上皇、離宮、今西院、或云橘太后宮。○江次第小

學館院者、橘氏諸兄、公右大臣中立之。

良房救源信事、正統記小、大納言伴善男有

○關白并廢立始の事、大納言伴善男有

良房救源信事、正統記小、大納言伴善男有

良房救源信事、正統記小、大納言伴善男有

貞觀十八年清和廿六傳位於太子陽成以外舅右大臣基經為攝政陽成女二條后是長良の元慶三年上皇雍染四年遷丹波水尾山十二月崩三十一一説小此年十一月八日以基經為關白公卿補任攝政四年一八年二月四日基經廢陽成帝十七源融公卿補任攝政四年一八年小藤原諸葛握劔曰誰違太政大臣之言といひ一の事決すと一いふ又古事談一此事の評定の時融左大臣望帝位之志ありて皇親を一とめら一社を融一も侍一とあり一小基經皇胤をりといふと一も一とて賜姓一人にて一融一融一言一人即位の例如何一やと一いひ一融一融一言一

り一人一と見ゆ一とて基經相諸皇子建光孝帝八仁明第三の時一一品式部卿親王御年五十五歳也一古事談一基經親王一の許一ゆ一ゆ一事一體一を見一小他の親王を一ち一は一て一き一あ一て一或一裝束一或一圓坐取一て奔走一を一ら一社一小松帝の御許一小参一ら一社一小破一を一簾一の内一小縁破一る一疊一小た一ハ一マ一リ一て一そ一と一マ一二一候一取一て傾動一の氣一ハ一マ一リ一マ一リ一を一此親王一成一ら一帝位一にハ一即一後一を一免一とて御輿一を一ら一セ一マ一リ一と云一○三代實録一嘉祥二年渤海大使王文矩望見帝一在一諸親王一中謂一所親一曰一此公子有至貴之相其登天位一必矣一

○古事談小。帝在藩の日、多く町人の物を借り用ひたり。即位乃後、参内してせめて申し、これ納殿物をえて返しあふ。○正統記小。踐祚の始、攝政改りて關白と云ふ。これ我朝關白乃始也。宣帝詔小。萬機之政猶按とるに。此二月廿三日、即位、五月九日、勅令博士等、勘奏太政大臣有職掌否、并當大唐何官。源融奉教、令文章博士管道真善洲、永貞、大藏善行等議。六月五日、詔應奏應下之事、必先諮稟。朕將垂拱仰成云々。

廢立の事、四十六代孝謙上皇廢淡路帝、して重祚の後、此度を始と云ふ。又關白の事、帝やむと

成得さるに出さる歟。博士等不議せしめられしと云ふ。太政大臣職掌あるべからばと申さる。基經の權を抑むとの御事歟。又按する。不當代に老臣ありく。關白或ハ内覽の臣たりく。不審。

○宇多醍醐村上天代攝關を置けさる事
付管丞相の事

光孝在位三年而崩。五十八歳第三子宇多即位。武の桓仲野親王の女、班子女王と云ふ也。仁和三年八月廿六日、光孝大漸の日、基經等勸て立太子。二十歳宇多踐祚の初、十一月廿一日、詔曰、萬機巨細皆關白於太政大臣。廿六

十訓抄云
藤佐世
言小
基經馬
をそふ
廣相
小ふ
し
と
贈中納言

日基經上表辭。閏十一月。詔曰。社稷之臣。非朕之臣。宜以阿衡之任。為卿之任。四年二月廿二日。勅基經。准三后。賜年官年爵。如忠仁公故事。五月九日。基經上表曰。未知阿衡之任。如關白。何仍持疑久矣。伏聞。左大臣。明經博士等。勅令申云。阿衡之任。可無典職者。以其可無典職。知阿衡為貴。以臣比擬。非所克堪。耶。勅曰。左大臣。橘廣相。作詔曰。宜以阿衡之任。為卿之任。而尚持疑。不肯視事。天下之務。皆壅滯。於是使明經紀傳之士。勸申云。阿衡是殷世三公官名。三公坐而論道。無所典職。然而朕本意。欲關白萬機。賴其輔導。廣相所草。已乖朕意。自今以後。輔行衆務。總百

此事
公時
諸儒
論
事あり
廣相
不見
三金
授け

官應奏之事。應下之事。必先諮稟。朕將垂拱。仰成寬平元年十一月。基經小乘腰輿。出入宮中。源融小乘輦。とを聴。三年正月。基經薨。五十一歲。贈正一位。封越前公。諡昭宣公。寬平二年。關白。元慶四年。帝在位十年。寬平九年七月三日。傳位於醍醐帝。三十一歲。母中納言。上皇勅時平。管家。相並て行。藤高藤乃女。昌泰元年二月。時平左大臣。左大將。政。管家。大將。大納言。如元。管家右大臣。右大將。如元。管家辭表不許。延喜元年正月廿五日。徙管家以源光為右大臣。三年二月廿五日。管家薨。四年立保明為太子。母時平女弟。穩子。九年四月。時平薨。九冊贈正一位。太政大臣。十三年

三月源光薨九十六歳十四年七月忠平右大臣延長元年三月太子薨諡文彦二年忠平左大臣帝外舅藤定方右大臣八年九月廿二日帝大漸傳位於寬明寛明朱雀天皇廿九日崩四十歳在位卅三年攝關なりの御事
 朱雀ハ醍醐第十一子按多に延喜小皇子廿人あり太子克明早世二子保明を早世朱雀社村上社の三人を基經の女乃所生なり○大鏡小朱雀社下に此みりと生れり七終てる御格子を乃ぬらまゆるるひる火をともして御帳の内よて三とせまておぼし奉らと終ひる北野にをら申させ終てらくありそあり此みりと生れたるより藤氏に榮いとありそありはあはれらま

成明下
 分註村上
 天皇の御
 事七字

いみしきををふし生れりそあり
 三歳立太子三年長十八歳踐祚忠平攝政了承平六年六月南海賊起純天慶二年十一月平將門反三年二月將門伏誅四年六月南海賊平此年十一月忠平還政為關白九年讓位皇太子成明遷朱雀院廿四在位十六年村上天曆六年八月崩三十歳○保元物語小朱雀母後の勸りて讓位ありと後悔ありて重祚の事を諸神に祈り伊勢へを公卿勅使ありて村上醍醐第十四子天慶九年四月廿八日即位廿一天曆元年四月實頼左大臣左大將師輔右大臣右大將其父忠平關白太政大臣にて父子三人

三公、三年正月、忠平致仕、實賴師輔執政、

八月、忠平薨、七十贈正一位、封信濃公、諡貞信公、攝

十一年關、此後十九年間、攝關を置せず、

謹按、朱雀の初、東南亂る、事、延喜の政衰へ、

上、外戚の權を專にせしむる、歟、又、朱雀に

男、なり、ハ、同母弟を以て太子とせり、傳

位、は、や、り、事、災變の志きりなると、

れ、歟

大鏡、宇多、は、下、に、此帝のたゞ、人、ふ、を、ま、り、と

なむ、む、ち、を、つ、う、な、し、よく、を、覺、侍、ら、れ、又、醍、醐、の、下

に、寛平九年、七月三日に、位、を、つ、の、を、ま、り、御、歳、十

三、や、り、て、こ、の、い、よ、る、は、た、と、く、よ、を、儀、不、御、う、う

ふり、奉、り、せ、さ、し、出、お、し、ま、り、を、り、け、し、御、手、は

ら、わ、さ、と、人、の、申、す、は、と、と、に、や、と、云、く、大、和、物

語、小、宇、多、禪、位、の、ち、跡、を、滅、し、て、め、り、た、ら、し

事、成、の、せ、ら、れ、橘、良、利、一、人、供、奉、せ、し、と、り、按

る、上、皇、崩、年、六、十、五、傳、位、の、日、三、十、一、歳、也

菅家、名、是、善、の、子、也、仁、明、の、御、子、と、然、ら、ハ

康、公、諱、ハ、道、真、儒、家、と、り、起、て、宇、多、の、時、小、名、さ、り

小、登、庸、一、大、納、言、右、大、將、と、り、公、極、諫、直、言、の、事、多

事、あ、續、古、事、談、寛、平、は、時、菅、公、諫、申、さ、れ、し、事、漢、人

の、諫、を、奉、る、小、異、ふ、ら、し、あ、る、時、殺、生、禁、断、あり

下仁明恐
大徳之誤

讀之余論

卷一

次と。君自ら鷹狩し終ひしを、今年を鳥獸何乃
 謬あれを、忽ふに社を狩すふとあまを、止り多ひ
 たり、をてりや、此器量浅御覽し社し小や。
 纔ふ九箇年の間ふ、讚岐守より右大臣内覽まで
 不至り終り。一説し、宇多ひろくに管家をやり
 て傳位の事代議とらる。公諫て申しとくめら成。
 其後又此事を議せし社し、急き其事ある人
 時ひるは他乃妨あるもの也とありし。社
 延喜即位の日、管公ハ當今の忠臣也と上皇仰
 らし社しとむりふ。此事不審正統記ふ、丁巳の年即位、戊
 午に改元、時平、管氏兩人上皇に勅をうきて、輔佐

申さ社し、後ふ左右大臣に任して共ふ萬機を
 内覽せらむとふ。右相を年もきけ才を賢く
 て天下の望也。左相ハ譜代乃器也。社をてら
 れか、ある時上皇の御在所朱雀院ふ行幸、猶
 右相ふまうせらむ。と云定ありて、既めし仰
 らしふ。社、右相はたくのう社申さきて止ぬ。其
 事世ふ漏しけるにや、左相憤をふくたふあり、乃
 讒をふりきて、終ふをふけ奉りし事とく浅
 まし社、善相公清行朝臣を此事いまたさし、
 さ里しふ。社、てさうして、管氏ふ災をのりれ終
 へりしを申さむと、沙汰なきて此事出来ふと

北野縁起。其比み。この御身近く召はる。其
 まふ人々に。源光卿。藤定國卿。菅根朝臣を。後とも
 不偽て勅宣と稱し。申構。博士とて。色々の珍
 寶をあたへて。眞衆を祭り。皇城の八方。不厭術の
 雜寶。残埋。まひたり。一説。延喜の弟。齊世親王。八公
 の婿。其。此人を。なるとの事あり。と。讒さ
 と。その。延喜元年辛酉。正月元日。日蝕。その廿五
 日。菅公左遷。晦日夜上皇諫め。終る。むとて。参らさ
 終ひ。いと。宮門。小入。此。菅根。二月朔日。
 むふ。く。還御。此日。菅公。都を出。齊世。出家也。
 此年十二月。上皇造御室。或云。上皇築雙岡。隔京師。

云々。三年。二月廿五日。公薨。九十九年。時平薨。十年
 旱。十三年。右大臣源光薨。十四年正月。京師火。六月
 大水。十六年三月。大風雨。十七年。大旱。廿二年。旱。延
 長元年。文彦太子薨。復菅公官位。七年。洪水。八年。六
 月廿六日。雷震。清凉殿。大納言藤清貫。右中辨平。希
 世等。數輩。震死。帝遷常寧殿。召僧尊意。加持聖體。九
 月廿九日。帝崩。朱雀。天慶四年八月。僧道賢見。菅公
 於金峰。賢改日。蔵。事出。天慶五年七月。西京七條
 坊門。女子。文子。と。の。小。公。託。て。右。近。馬。場
 小止。事見。北野縁起。村上。天曆元年。村上。天曆九年
 三月十二日。近江。比良社。稱宜神。主良種子。太郎九

とて七歳なるに、神託して我至らむ所ふ松を
 生さくしとあり、良種右近馬場小行むうひて、朝
 日寺住僧等小相議をまほとす。一夜小松數千
 本生して忽小林をなす。事見天滿天神託宣記并北野縁起等琉球
 記云、封王第十代王尚元の時小古米村の林氏太
 夫といふその常にいはく小も梅さへあらはるれと志ま心はく
 といふ歌を吟して神を祭る、後入唐船の上使に
 至、漳州梅花海まで船覆、船中百工皆溺死、林氏い
 たり梅枝小取つきて活し、他船小乗りて歸り遂

小天滿宮代先師小恭請いしく管公外戚の
 氏の子弟此にこれを諷し権を抑むとの志ありしり、藤
 なるを所いといふ云々

冷泉院より村上第二子、母を中宮安子、右大臣師輔
 の女也。天曆四年五月生れて七月立太子。中間按
 ずるに、村上九男あり、長を廣平親王藤原元方
 冷泉圓融共小藤氏具平、代明親王、女の所生為平々四男を
 社と源高明の智故立られと云々。その村
 止在位より、康保元年四月、中宮藤安子崩し、そ
 の妹登子をむりて寵す、と社を帝兄重明親王

の室也。中宮へ参らば、時、帝通をり。今は重明
を薨し、中宮も崩し、時小入らば、世九迎入らば、十事
ら、皇朝政衰不。康保四年五月、小崩し、十終不。十
二、在位廿一年也。冷泉院踐祚、五於凝華
舎、十從舅左大臣實頼為關白。古事談、小紫宸殿
小して即位あり。大極殿より此事を行き、さ
さめてみらば、十からん歎との事也。小野宮殿高
名此事也と云く。江談續古事談等に、帝抽神劍開
神璽の事あり。大鏡、小此帝に元方小の、小什小に
ハ、小ましてあさ、小係小と。按、小多、小村上、小長
子廣平を元方の女孫生免る所也。元方小をさしを

さて帝殘以て嗣とさるに、故、小や、小江談、小い、小も
く、天慶征討使朝議欲、小以、小元方、小為、小大將軍、小元方、小聞、小之、
曰、大將軍所言、小一事、小以上、小國家、小莫、小不、小致、小用、小若、小致、小拜、小大
將軍者、小必、小請、小貞信、小公、小息、小一人、小為、小副、小因、小茲、小寢、小此、小議、小此、小一
事を以て見るに、元方剛直の氣あり、小人也、小安和
二年三月、小左馬、小助源、小滿仲、小武藏、小介藤、小善時、小告、小中、小務、
少輔源繁延、小及、小す、小此、小を、小左、小大臣、小源、小高明、小延、小喜、小第、小十、
宮、小の、小謀、小小、小帝、小を、小廢、小其、小壻、小為、小平、小を、小先、小帝、小即、小位、小と、
めむとの事也といふ。太政大臣實頼、小右、小大臣、小師、小尹、
奏して、小高明、小を、小太、小宰、小權、小帥、小と、小す、小剃、小髮、小と、小め、小て、小出、
す。繁延、小僧、小蓮、小茂、小等、小を、小捕、小て、小窮、小問、小と、小す、小に、小藤、小千、小晴、小也、
小郷、小秀、

子與黨のふりあてて、これを捕て皆之流刑。高明の家をやく。或ハ流刑ハ此ト八月帝傳位於皇弟。在位三年。此後四十二年を経て。此ト八月帝傳位於皇弟。條院の寛弘八年十月崩。壽六十一。此後より以後、天子皆院號して諡なく。正統紀ハ此帝より天皇の號を申さば、又宇多より皇後諡を奉らば、遺詔ありて國忌。山陵弑置祀さる事ハ君父の賢道ありと尊號弑と、免らば、事を臣子乃義不あらば、神武以來此御號を皆後代此定なり。持統元明より此より、遜位或は出家の君も諡を奉り、天皇とのも申しめ、此中古先賢此義不此と、衷心弑得ぬ事にて侍る也。

圓融を冷泉同母弟、安和二年九月即位。大鏡云、此みふと東宮山々を移す。此ハ以と聞ふ。く、いみじき事と、我侍此。是ハ皆人の志あり。免侍りぬ。按、多に大鏡ふり、所を為平を立次して圓融弑太子とし、又源高明を流せし類、弑さすなほ、初村ハその長子廣平弑す。劇ハ冷泉乃生れて三月ふみたさるを太子とせし事。尤あやまりたり。つら、冷泉の狂疾ありをそのより、太子として、位を傳へらば、一もあやまりたるなほ、次、村上崩し、その

ち。實頼為平をよそ、圓融成太弟とせし事は、
 為平帝の同母弟をよそとせしとて、源高明の
 女其妃をば、為平を傳位せらば、高明の
 名に藤氏の權を奪ふべしとおもひし故也。
 高明終小罪せられし、世人實頼の此舉を議
 するもの多き。故あみつらり疑懼の心ある
 の故なるを、さるる此事、村上始とあやま
 りて、實頼そのつやと察成さるる也。
 實頼攝政、隨身兵仗、牛車、内覽の宣旨あり、時小天
 祿元年五月、薨、七十歳贈正一位、封尾張公、謚清慎公。
關白攝政、二年四月、帝の外舅、右大臣伊尹攝政、二年四月、

源高明歸京、十一月、太政大臣伊尹薨、九歳贈正一
 位、封參河公、謚謙徳公。攝政伊尹弟無通、内大臣小
任中納言關白、貞元元年五月、
 宮殿災、六月、至七月、地震、帝后在無通堀河第。
后は無通女二年、無通奏以左大臣源兼明、高明為親王、
 任中務卿、陽尊之奪其職、十月、無通因病而讓關白、
 於從弟頼忠、實頼奏我弟兼家女受寵於冷泉上皇、
 而誕子、三條故有復帝位之志、請貶大納言為治部卿、
 復請處流死之刑、帝不許、これ無通三木為治部卿、
兼通中納言の時、兼家大納言を憤りて、十
頼忠と相議して、兼家を害せんとして、十
 一月、兼通薨、九十歳封遠江公、謚忠義公、天元元年、八

諸史餘論

月。兼家女詮子を梅壺小入る。あまのりまのさき兼通
の女中宮たる故小。他家の女既入内をゆもさき。
去年兼通薨し、女中宮たる也。詮子やうて一條帝を生
り。四年七月。帝不豫。詔叡山慈惠聽輦車。為大僧
正。行基以後。十月。還新宮。五年十一月十七日。宮殿
災。遷堀河院。永觀元年。二月。命檢非違使捕京畿猥
帶弓箭兵仗者。二年。帝傳位於太子師貞。花山院の
御事。帝
の姪也。帝時小
六歳。在位十五年
花山は冷泉第一子。母ハ懷子。攝政伊尹乃女。うて。
圓融受禪の日。小二歳。うて。太子に立。川永觀二年。
八月。即位。十七歳。按す。小。一
條帝ハ時小六歳也。賴忠為關白。此時
冷泉

圓融兄弟共山上。寛和元年。弘徽殿女御卒。藤為光
皇よてま。よ。女
帝即位の後。關白賴忠女。為平親王女。大納言藤朝
光。女三人をり。て女御と云。又大納言藤為光の
女恒子を弘徽殿小納て。寵を多と殊小甚。うり
小。卒セ。ハ悲傷も又甚。二年六月廿二日。
貞觀殿北門。よ。出て。花山寺小入て。落飾。十九
歳在
位二年。寛弘五年二月
日崩了。四十一歳正統記小粟田の關白。無
道
也。兼家の乃藏人。辨と聞え。比。そ。あ。う。申て
第二子。け。と。古事談小。弘徽殿女御薨。と。時。帝
御悲歎乃處。町尻殿。即粟田
關白也世間無常法。文を記し
て見。七。ひ。ら。勢。御出家。勸申。そ。後。と。七。に出

諸史餘論

卷一

三

家御供をへしと也。出御時女御の手車とて小
還入ら礼人とありしに道兼劔璽すてに東宮に
たりぬ一條今をうなひさふらハハと申され
たり御落飾の時大臣ふらぬ姿今一度みえ
て歸参るしとて逐電ありしを我儀とて
也今もとて涕泣しる。又云花山御出家の時天
下騒動大入道殿仰ふけうしをあらしよく
求をよとてさうしめ終ハす

按はるに道兼の妹一人ハ冷泉乃女御とて花
山乃第三條の母也一人を圓融后とて一條
の母也。はまは花山世をすて終ハ、我女弟の

うみし皇子立終ふしさらは帝の外舅とて
ありむとの事を多くし古事談小栗田殿五箇
月の内五位少辨より正三位中納言に至ると
ある事按し江談惟成辨惟成後帝と任意
行叙位之下云此帝即位之日於大極殿高座上
犯馬内侍之間惟成驚玉佩及御冠鈴聲持参叙
位之申文帝以手還之間任意行叙位云又云
帝禁女房并下女等袴又一條の時長徳二年正
月花山法皇鷹司恒徳公の四君弘徽殿女御
ゆきて歸るを中關白道隆の子伊周弟也其弟中納
言隆家と謀て礼を射て腋にあつた礼を伊

周四君の姉三君小通いなるら。法皇うにれや
通いふと疑ありいふをて也。法皇う恥てい
るをといふと事あらうれて伊周筑紫小流さ
は。これらの事いふうて觀まる帝の不徳を志
す

一條之圓融院の長子母之梅壺女御即兼家の女
なり花山即位の日東宮いふなり。花山遜位乃日
兼家速小参内いて東宮を位いふなり。免て七み
つうら攝政となる。此時小頼忠關白を辭セすの
時冷泉を太上皇といひ圓融花山共小法皇とい
ふ三上皇ある也。永延二年八月兼家の二條京極第成源

頼光獻駒三十四。永祚元年六月前關白頼忠薨十六
六歲封駿河公。謚廉義公。正曆元年正月帝元服十五
月兼家因病薨。梁躰東三條大入道讓攝政於嫡子
道隆。以兼家為准三后の執政出家。七月二日薨六十
病中出家。故無謚。棄宅為寺。號法興院攝家院號の
始兼家攝政

按するに冷泉以後天子院躰うり。今兼家薨一
て院號を稱をる尤いて僭上いひはる
十月梅壺皇太后為尼。躰東三條院皇后院躰五年。
使源滿政平惟時源頼親源頼信等分捕群盜古事
談小頼信ハ町尻殿家人也。常欲為其主殺中關白

頼光止之曰。殺得不定。一雖殺得。汝主為關白不定。
 二雖為關白。而事露。則事汝主不定。三云。長徳元
 年。三月。道隆因病。難染。奏請其子伊周。為假關白。既
 而薨。一四四月。右大臣道兼。為關白。五月八日。薨。十
 一日。道兼弟道長。の左大將を關白とす。是女院乃
 心なりといふ。大鏡。小道兼。花山。茂をう。たろ勢
 小功。小よりて。父の。此に關白を讓。死さるを恨
 居喪。此時。悲の體。なり。見ゆ。正統記。小を。
 道隆病ありて。其子内大臣伊周。志をらく相代り
 て。内覽とら。れ。相續して。關白を多。一と存
 せ。ら。れ。小。道隆。より。ま。そ。や。ら。て。弟。道兼。な。ら。れ

ぬ。七日といひ。小あ。く。さ。く。う。を。う。れ。ぬ。又云。道
 長大納言。よ。て。た。ハ。セ。一。う。内覽の宣を。う。り
 て。右大臣。ま。て。り。さ。ら。れ。一。う。と。延喜天曆のむ。う
 一を思召ける。小や。關白ハ。や。め。ら。れ。正統記。小
 長ハ。一。條。お。時。一。關白。小ハ。あ。ら。す。七月。道長。為。右
 續。世。継。小。を。關白。と。見。ゆ。大臣。朝政。を。恣。小。下。長。二年。正月。伊周。流。さ。る。伊周。を
 道隆の子。に。て。嫡流。を。此。と。え。道長。小。超。う。れ。茂
 恨み。且。ち。又。花山。法皇。を。射。う。り。一。罪。う。り。て。道
 長。姉。の。女院。一。申。し。て。う。く。行。い。也。三年。伊周。歸。る。
 此。を。伊周。妹。の。皇后。誕。皇子。故。也。長子。敦康。親。王
 也。八月。源滿仲。卒。一。十。長保元年。道長。女。彰。子。入。内。

藤壺の女御と云ふ、その、ら中宮定子崩し、彰子
為中宮と申せしなり、寛弘五年、伊周を准大臣
賜封戸ふ、社儀同三司と云ふ、八年、六月十三日、
帝病傳位於東宮居貞三條院の御事、廿二日崩三十一、在位
廿五年、續古事談、帝寒夜に御衣を脱とら、
より、上東門院の仰あり、由見由、古事談、源國
盛越前守小任と、時藤為時女房小就て上表す、
其辭、いよく、苦學寒夜、紅淚沾袖、除目春朝、蒼天
在眼、帝覽之、不食而卧、涕泣道長聽之、忽召國盛、上
辭表、以為時、任越前守、國盛家中涕泣、國盛自是鬱
、及秋任播磨守、遂卒、正統記、此御代小ハさる

へき上達部諸道、此家、顯密、此僧、すて、そ、
たる人多、うりさ、此を帝も、人、得、さ、事
ハ延喜天曆、不、ま、ま、と、自贊、と、終、ひ、
氏、の、説、不、無、明、親、王、乃、子、源、伊、陟、獻、菟、裘、賦、叙、云、君
昏、臣、諛、無、處、于、慙、賦、云、扶、桑、豈、无、影、乎、浮、雲、掩、而、下
昏、叢、蘭、豈、不、芳、乎、秋、風、吹、而、先、敗、帝、自、書、之、蔵、篋、筒、
崩、後、道、長、見、之、破、棄、焉、古、事、談、不、は、帝、範、の、去、讒、篇
の、叢、蘭、頗、茂、秋、風、敗、之、王、者、顯、明、讒、人、蔽、之、と、あ、
ハ、さ、社、一、を、道、長、の、事、を、思、召、て、
と、破、り、と、也、伊、陟、獻、賦、事、古、事、談、不、
三、條、を、冷、泉、第、二、の、子、母、を、無、家、此、女、也、一、條、即、位

任疑信誤

水當作太

乃日東宮少^{十一}。寬弘八年六月受禪^六。道長
 執政^四。帝目を患て傳位。在位五年^{四十一}。元平五月
 崩^{十二}。古事談云。道長請ふ事あり。不聽。道長退出
 ず。敦儀親王召^二。親王^三。勅喚の
 り。を稱す。道長婦奏曰。如此生^五。宮達立^六。敷上^七。名
 執柄人^八。乎。經任卿說云。不歸。罵親王^九。直出^十。云。
 後一條ハ一條第二の子。母々道長乃女也。三條即
 位の日東宮とす。水鏡云。一條院御惱のわり仰
 られ^一。もる^二。す^三。ら^四。くは次第のま^五。に^六。一の御
 子を春宮とす。後見す^七。人なき^八。ふよ
 り思ひ^九。け^十。され^{十一}。此宮を^{十二}。立奉る也^{十三}。御^{十四}。

とハ敦^一。康也^二。此^三。道隆の女^四。定子^五。長和五年正月
 皇后の所生也。定子ハ伊周の妹。受禪^六。外祖道長攝政^七。此日三條の長子敦明を
 東宮とす。此帝東宮の時^八。傳^九。の大納言砂金を^十。寛仁
 元年三月。道長讓攝政^{十一}。於嫡子頼通^{十二}。廿六。公卿補任
 廿一年。正統記^{十三}。ハ三條の御時^{十四}。ハ關^{十五}。道長内覽
 自後一條の御代の始攝政^{十六}。と見え^{十七}。り^{十八}。此年五月。
 三條上皇崩^{十九}。ハ月。東宮敦明東宮を^{二十}。の^{二十一}。皇弟敦
 良を東宮とす。帝同母^{二十二}。敦明を^{二十三}。小一條院と申す。此
 のち冷泉乃統^{二十四}。を絶^{二十五}。り^{二十六}。三條の子ハ人あり^{二十七}。り^{二十八}。
 と敦良を立^{二十九}。り^{三十}。大鏡^{三十一}。粟田殿花山院を^{三十二}。す^{三十三}。し^{三十四}。
 たり^{三十五}。奉り^{三十六}。左衛門督^{三十七}。小一條院を^{三十八}。す^{三十九}。し^{四十}。おろ^{四十一}。し^{四十二}。
 奉り^{四十三}。終へり^{四十四}。帝東宮^{四十五}。此^{四十六}。あたり^{四十七}。ち^{四十八}。の^{四十九}。成^{五十}。り^{五十一}。て^{五十二}。あり^{五十三}。ぬ^{五十四}。

へさ御夢といふと出来ふしを

按るるに左衛門督といふも粟田殿の第二子
兼隆也此兼隆の長女敦明の弟敦平乃親王の
室と云ふは故小敦明をとりたるを
や林氏道長父子又按する小道長三條の子
の謀るやといふ彼帝在位の時より君臣乃間隙
をたてざるを

あるは故なるを
二年正月元服十三月道長納女為女御帝の三年
三月道長薙染五入道殿といふ十二月頼通辭
攝政為關白四年道長造法成寺二社より御萬壽
元年三月京師多強盜四年道長薨六十三代の間

恣權三十餘年一條三條後一條并東宮共ふその

女婿也長元元年六月上總介平忠常及四年四月
甲斐守頼信平之九年四月帝崩九

後朱雀の一條第三子して後一條の同母弟也九
歳よりて東宮廿八歳して受禪外舅頼通關白と

り長曆三年三月山門衆徒頼通小書を呈し明尊

去年冬智證の門流也非慈覺派不可任座主と

いふ頼通不聽山徒憤怒伐頼通門柱使平直方禦
之死傷者多長久元年九月神鏡やるを在位九

年にして崩七正統記小天皇賢明なまると執柄恣
權と一故政迹聞えを無念ある事なり

言以餘論

卷一

後冷泉の後朱雀第一の子、母は道長第四女、十三
して東宮、廿一歳して寛徳二年正月、受禪、外舅頼
通為關白、永承六年、安倍頼時反、使源頼義為陸奥
守、無鎮守府將軍伐之、康平五年冬、討乎之、凡十
位、廿三年崩、四十四

良房 攝政五年 清和至貞觀元

中間十三年攝政 貞觀五年より

基經 攝政四年 陽成元慶元

關白十一年 元慶四年 光孝字多

中間四十年攝關 宇多寛平二年迄、後

忠平 攝政十一年 朱雀承平元年、無攝關

關白九年 天慶四年 曆三年の

中間十九年攝關 天曆三年の

實頼 關白二年 冷泉康保四年

伊尹 攝政三年 天祿元年より

堀河 無通 關白六年 天祿三年より

三條 頼忠 關白十年 寛和元年より、花山

東三條 兼家 攝政六年 正暦元年より

大入道 兼隆 攝政三年 正暦元年より

中關白 道兼 關白三年 正暦四年より

町尻粟 道兼 關白二月 長徳元年、或曰七日

賣之命

卷一

二〇

御堂入道
宇治

道長

内覧廿一年

長徳二年より三條長和五年まで

頼通

攝政四年

後一條寛仁元年

至四年

關白四十九年

寛仁元年より後冷泉治暦四年迄

凡十二代百四十九年實頼以後八九代百九年

按多小冷泉狂疾ありて遜位ふふためて

同母弟圓融繼位そのら冷泉圓融の子のハ

るく帝位ふたたり後一條の後ハ圓融の皇

統のニ嗣位して冷泉の帝胤ハ絶り

又按小野宮殿嗣絶一事藤原忠文の冤鬼ふよ

るよりを以て傳ふまこと村上の詔代矯て為平

をすて圓融をきて冷泉の東宮とし西宮殿を

とひて流刑して無辜の者多く罪小處也又冷

泉をたろして圓融をたてり此の類姦邪の

人とりふゑし無通のよつをなつりし事前中

書王無明の權をうとひ且るまの弟無家と志

ひて冷泉圓融兄弟此間をあしくし三條をあ

やふめむとせし類ふま又姦邪の人也道隆乃

嗣微なりしも其子伊周隆家の不忠の罪より

たふれど一町尻殿の嗣なき事を花山院を

すすめたるして其功も所のりて父大入道殿

小恨をふくみ居喪いさく悲傷乃色なき乃

類不忠不孝の人を多天の報應あわすらすと

五十餘年權を專しせし事はありしとすし思召と
さこえて隙出来てあやふし思召との事あり
即位の日于時帝三十五歳頼通關白を辭して宇治小退
居其弟教通條關白と社と事の外に威權なり帝
詩歌に御製を多く世に傳ふるあり後冷泉の季
小世中ありて民間に愁ありて帝四月即位あり
しにあらむに及ばぬに世中ををりけ
し始て記録所を置て國の衰をなをはれたりけ
延喜天曆以來より誠ふりし御事也此時に
皇執柄の權抑られて君み成らるに政成るに後に
事に歸る古事談小大嘗會の時乃冕を應神の物

也後三條院の御頭に免てたくも也後にを
御自讚と云々續古事談小東宮御護刀壺切ハ昭
宣公乃物也延喜儲君の時奉らるに自是代代の東
宮にわらるに此帝の時後冷泉よりたたたし社を
後冷泉崩後も免出し教通關白の時獻す立坊
廿餘年さてやまき今ハ止られずと免こ申せし
小神璽寶劍をはりしに餘年過りしに
何ら苦しらんとて止まいし其後程なく二條
内裏に火を燒て刀ハりり殘をりし柄鞘を造
て進られし也又云堀河左府頼通の弟三木の
時前齋院をとりて免て家にわらく後冷泉ハ宇治

殿小憚り多し。て問路ハさりーを帝ハ東宮ふに
 そして殊に外憤多し。あはき吾一人の妹（不）を
 なさものをと仰られ即位に後追（所）こめふ（解）
 延久に間召仕ハれ去。白河の御時召出され。大
 納言とそなされ也。又云。後冷泉の季過奢。上官
 の車外金物を用ふ。此帝の代始ハ幡行幸に鳳輦
 を停て見物に車乃外金物をぬりさうれをり。中
 の金物ハ御覽とさうりーらぬるれを。故ふ今に
 用ふる也。賀茂行幸の日。外金物車一輛もな。又
 云。此帝犬をよくませ給ひ。内裏のわを犬を取す
 てよと蔵人ふ仰多れを。犬をふくはをふとて。

京より始て諸國よて殺す。間召驚々れを又殺さ
 ら。續古事談ハ帝東宮に時。天下の政をりり。聞
 をさまひ。即位の後まの善政を行ふ。其中
 諸國重任に功とりふとな。く停止とられ。ふ
 興福寺南圓堂を作り。に國に重任を關白教通
 枉て申す事度。にねらひ。帝怒て攝政の重くね
 そろり。事ハ。帝外祖な。れ事を。我々何と思
 らむ。とて揮鬚。て仰々れを。教通座を。らて出る
 とて。藤氏の上達部皆罷。て。春日大明神に御威
 を今日。うせ果ぬ。ると大音に。いひ。を。氏（公）
 卿一人を殘ら。退出す。帝とれを聞召て。關白并

小藤氏諸卿を召返さして、南圓堂の成功を申ふ
 さる。古事談小宇治殿平等院をよそらして、宇治
 邊多く寺領に打入らゆ。帝いつて恣小ざる事あ
 るや、檢注すへいつて官使を向らる。頼通これを
 聞て、平等院門前小錦に平帳打て、種々乃儲とを
 用意して官使をまづ、官使恐れて不参向止ぬ。續
 古事談續世継等小帝宸筆に宣旨を太神宮へ獻
 られんとて、匡房御前にあまゝ小讀らうせまふ。
 其辭小我即位の後一事として僻事と次と以ふ
 ことをいひ終へり。匡房此御辭いひ侍らん
 申ひれり。事の外小怒まひ。何事を思出しそ

はいふそと問まひまふ。實政小常陸介隆方を起
 させられし事、いひしと申ふれり。さし事あり
 こ思召出きる様うて、色なきをり終ひ、讀まうて次。
 宣命を持て内小入終ひき。此事をこし免帝東宮
 乃時春日に使に東宮學士實政の向ひし。小隆方
 小辨ふて下る。和泉木津うて實政まづ儲て渡ら
 んとせし船をたし妨て侍讀する者なふ。急く
 そふといふ。實政、東宮の學士實政なり。此事
 を訴申すや、老若とれ也。古事談小實政
 國守小拜し赴任の時、東宮御餞別、學士り甲斐
 棠詠、莫忘多年風月遊。とす。小州民繼為甘
 政、白河、承暦四年、三月、左大辨後三位、應徳二年、前

三木正三位にて、太宰大貳となり。堀河寛治二年、
 八幡宮訴よりて、豆州へ流され。七年、小七十五
 歳、其後即位ありて、實政左中辨を望申さる。小
 文章博士露は、りて理なき事をは、侍らざるに。
 兼播磨守。ふ事を申す。正左中辨小始てな
 らむ。あるは、仰々。職原抄小名家譜
 五位藏人乃任辨也。藏人帶之頗清撰也。近衛中少
 將中有才名之人遷任。或兼之。又為規模矣。又中少
 辨之間。權官一人必任。資仲中納言其時藏人頭也。
 之仍謂之七辨云。一の。か。福て實政申事侍り。木津に渡乃事を一
 日よて思忘り侍らむ。奏し。々。帝沉思の體
 小て。此理天照大神小申請む。々。左中辨小加ら
 祇さる也。侍らぬ。あ。た。乃陪膳ハ。隆方。番也。

を。祇小む。ひて。え物。ハ。ハ。と仰ら。て。内小
 て。供御。々。参り。あり。隆方。終小辨。代辭。して。小。祇
 あり。宇治。大納言源隆國。々。先朝の寵臣。あり。東宮小
 は。無禮。祇事。と。々。あり。即位の後。彼子息等。に事。乃
 つ。めて。罪科。ある。ハ。ハ。と思召す。時小。權中納言隆
 俊。殿上。伺候。祇體。を。小。部。より。窺見。さ。小。威儀。容
 貌。政事。并に。當時。無雙。ふ。り。も。ハ。ハ。祇。な。ら。ん。に
 る。朝。祇。々。免。不可。然。と。二。男。宰相。中將。隆綱。を見。終
 不。小。齋。宮。寮。乃。申。せ。ハ。狐。を。射。殺。の。罪。あり。や。ハ。ハ
 や。との。陳。定。小。帥。大納言。經。信。白。龍。魚。服。懸。豫。且。之
 密。網。と。も。う。り。う。ち。い。ひ。て。る。ら。ま。た。又。ある。人

射しりといふとも。其狐正しく死たるを見ずハ
 科不重と申す。其日の定文を隆綱執筆して雖有
 飲羽之名未見首丘之實と云ふ。今も御覽し
 て隆國の宰相中将残過分ふたもひしをゆし
 事僻事也なり。天照太神正八幡宮いつく思召け
 むと仰られて近侍残ゆるされ。今ハとて三男四
 位少将俊明残つみせられんと思召残時。忽ち内
 裏焼亡。帝腰輿小駕して出んとし。残ふに雜人南
 庭小入て其隙なく。安坐しふふとなくてたぐせ
 残ふに。俊明頗遅参して其あまさま残見奉り。み
 たりうら弓を執て走廻り。雜人をうら退けしハ

安坐し残ふ。其時仰ふ今日俊明の力小なりて耻
 を見失。是運未盡の故也とて。三人皆近臣となり
 て肩を比する人なり。續世継ふ。此時帝南殿小出
 るひし。誰も参らぬ。見知りすハぬ者すくやの
 小走廻て神鏡出し。右近陣に御輿尋出して。階小
 うちくのせ奉りなれを。たのれを誰とあましに
 左少辨正家と申す。辨官ならは近く侍とあり。
 正家。匡房一雙の博士なるふに。匡房ハ朝夕小参り。
 正家を御覽し。そ知らぬ。さうも小官。残具して名對
 申さし。たりふつ多ていと。とある心也。大極殿
 前朝小やけて十年を経し。ふ。即位。後始く。始

帝有剛明
之才而不
及天智

言史餘論
延久三年八月落成四年十二月讓位在位白河
延久五年五月崩四十一古事談頼通時出家して
宇治山あり帝崩を聞て食をとくめ箸をたたく
歎息し末代に賢主なり本朝運法よく早く
以て崩御也といふあふ人夢ふ異國に去るは
社しを直さむとて此國を去り終ふと見し
也白河位残つて親政し多し事下に詳也

讀史餘論卷

讀史餘論卷二

筑後守從五位下源君美著

萩原裕校正

○上皇御政務之事五上

白河ハ後三條第一子母は中納言藤公成えんの女を
大納言能信養ふて後三條東宮此時御息所
参らせしより白河十七よりて東宮小ころ廿歳
より受禪廿一歳より改元みゆらり終ふ關白
は教通たり承保元年二月前關白頼通薨三十二
年九月關白教通薨八十十月左大臣師實を關白
と續世繼ふ此帝人の法うされとなす終ふ

正徳や長く一統ハ次六條修理大夫顯季世覺
 社と云宰相はふら長御氣色こましく小そ社も
 之社さうへ此事也と仰らふ正統記小顯季は
 又顯季中納言の關白なといひ院の御乳母の夫
 さまむと思ふ小詩作らてをいひなりん四韻
 詩作るこその弁は今社と仰事は驚て好
古事談小大政大臣藤伊通二條院小參ら七
不書消息人至卿相事始藤俊忠と云る古事談
社たり按るよ二人の事堀河の時なり
 小帝曰我是文王也不必以稽古大才謂文王我抽
 賞匡房非尊文道乎尊文道則謂文王也此時人才
 相ほく出たり歌小は藤通俊顯季源俊頼詩小は

藤實政敦光詩歌小は匡房詩歌管絃小は源經信
 等あり後拾遺金葉集此時撰ハ是續本朝秀句
 も撰とせられ續世繼小御弓なと也上手とてお
 へはけりや池に鳥を射たましらハ故院
 のむつらせらひしなと仰ら社をふ又此帝は
 御心をへききくもやはしとをたらましける
 小乃也後三條院小似參らせ終へりらくて在位
 十四年とて堀河小位茂傳ハ終ひ院中とて政を
 志らるる免さはれ廿四年とて傳位政務五十保元物語
 小白河重祚社心さましくて出家ありしらと
 法名をはけりと終ハは天武の例茂思召さるらに

言史食言
や。重祚乃御志始うかり今も。それうたなわねえ院
中より御政務ある事。とく道理小もろじき。王
者の法よりをきりへり。正統記小孝謙脱履くつげんの後。廢
帝ハ位小居終ふはうりとみえとせと。たしな
らる。嵯峨清和宇多をきく讓てのうと終ふ。圓融
乃御時をやりくえら終ふとも有しにや。院乃
御前より。攝政兼家承て源時仲茂さねしげ三木さんきをさせ
しを。小野宮實資さねあき乃大臣は傾け申させし。さまは
上皇よりませと。主上幼き時は偏小執政の政也
と。後三條踐祚ふみ時頼より通即ち關白とやめて宇治
小公より。弟教通關白たしし。いと。其權をなすま

して此御代小は院より政をささうせ終へる。執柄
はう。職より具りたるはうもなり。とせと是より
始り。さきもつたを一變すゆふや。執柄世踐行まし
ると。宣旨官符よりて天下此事は施行せられ
し。此御時より皇院宣廳の下文を重くとせられし
にう。架て。在位乃君又位小それ終へるはうり
也。世の末を志すもつたふゆへまうや。又城南鳥
羽小離宮をたて。上木に功大より起る昔ハあり位
乃君は朱雀院小いまは。これを後院とせ。冷然院
とせいふ。此帝をみ此所よりはりて。白河より
後より。鳥羽殿踐以て御座の本所と定免られを

言史餘言
卷二

院中乃禮之是。始進るるも。續世繼小。後二
條大臣師通こそおり位に帝の門に車をつるや
うやをあると能たまひし。う社とてまふて後
ハ。すこし息おとたつ家人やハ侍し。正統記小。
此帝白河小法暎寺をうて九重塔なり昔此御願
寺小こえ。永保三年此後代こ小打作らき御願寺建ら
も。造寺熾盛の誇あり。造作能た多諸國重任なり
いぬ事多くなり。受領の功課も正し。ら封戸
莊園多く寄られて諸國に費となす。續ちつこを
三條ハ五壇御條法も。國やそこなハ社ぬら法
んと仰らま。圓宗寺をもおらたく作りまハ。法
勝寺を建ら社一年に二月。仁和寺御室性信と二

品小叙す。皇子僧となり。位茂賜ふと。あま小
まふ。性信とは師明といぬ。三條の按多小。帝
ハ男あり。六人ハ僧となす。うち中第三子覺行法
親王と申と一は法親王の始也。續世に。後二
條大臣師通出家乃後例なきし。すされし小。
内親王といふ事そあ社を。法親王もふと。形か
らむとて法親王小なき社一也。又金泥一切経を
う川さる。此事乃始也。又殺生を禁し。獵具なき持
し。そのも罪とらふ。殿上の臺盤も六齋日小。そ
多事なり。古事談小。加藤大夫成家不拘。嚴制鷹を
仕り聞えて。使廳し仰ての女。早速參洛。門前小

讀之余命

卷二

日

みつら鷹をそ束。下人二人も同一。制禁數年小
 及ふ小い、存して猶鷹を仕ふ。すて、朝敵
 小あらまやと也。申ていこく。宿小も今一二鷹ハ
 下人候いて相具セ。其ハ刑部卿殿相傳此家人
 なり。女御所供御料小。毎日鮮鳥をあてら。關急
 あらは可處重科と也。源氏平氏此習。重科とは列
 首也。獵の道小。獲る日モ獲ぬ日モ何事。必定首
 を列ら。命惜さに如此と申。さる志。是も
 のを可追放と仰出。此
 堀河院ハ白河第二子。第一敷文早世。三母は右大
 臣源顯房乃女を關白師實の子とてまいら努

一也八歳少て受禪。此日太子應師實攝政
 す。寛治四年小関白嘉保元年。其子師通關白。後二
 と申在位廿一年。廿九歳少て嘉應二年七月崩す。
 續古事談小堀河院ハ末代此賢主也。天下乃雜務
 を殊小御心よ入。此職事の奏を申文。或御
 夜居に又細に御覽して。所小。み紙して。此
 事尋ぬ。此事重祿て問。手法ら書
 て次日職事に終。一通り細小聞召。た小あ
 り。かたき小重。て御覽して。さすの御沙汰い
 とや。心事。て人此公事勤る程を
 をも御心よ御覽。定めけ。追お難の出仕小。

按職事補
任勅解由
次官平時
範歎
寛治四年
六月五日
補承德二
年七月九
日任因幡

故障申さる公卿元旦小朝拜小参りたるを悉く
追入られ、はる夜まで所勞あらむもの、いづて
一夜の内小直依へき、偽れ事也と仰り、白河
院を聞召て、さくともき、いづて仰らるる、あま
る事也と思召けり、小や又ある時の逍遥小序
らく履よ人なり、大業蔵人國資無才のそのりて
人不許五位、蔵人時小之、残るさなり、其日帝人
連句を侍せ、終いに國資未向い、と仰け
れ、今日私の衰日也、憚ありと申は、殿上は曆を
めして御覽を、に、已日なり、已日能衰日、いま
なき事也、いづて君を欺く、連句いとぬ程のその

いづてか博士小成る、と仰られけり、昔を無
才の博士を、あつてもの也、なり、按らる、小、御相の詩
り、ぬ始も、此朝の人也、又毎才の博士あり、又云、あ
る人柑子、此本を獻し、さるを、御庭小、らる、
愛し、さる、此も、蔵人瀧口集めて、木枯さ、とて、
家と、はる、さる、坊門左大辨為隆と、此を見
て、あ、此、何事ぞ、さる事や、あ、さ、とて、御倉に
小舎人を召て、散々小、さ、たせ、は、木程なく
枯たり、い、小、と、仰らる、此、為、隆、白、河、院、小、事
目、殊、の外、重りて、さ、り、小、思、召、さ、る、を、此、次、で、
小、申、文、あ、ら、り、さ、り、奏、し、て、む、と、思、ひ、さ、ら、し、顔
ぬ、ら、不、ふ、て、祭、主、大、中、臣、玄、言、申、請、天、裁、事、と、讀、け

社ハ大神宮の訴うれとて還望一也。帝歌をこの
 ふ。それをカふのころは奏と一也。源俊頼、藤基
 み、終ふ事ふらうて世ふ聞え一人ふ。源俊頼、藤基
 俊、周防内侍、伊勢大輔をといふ。そのあり。堀河百
 首。又堀河院艶書合なといふも。此時此事也。帝又
 笛、残ふうせまひ。郢曲ふ長し。多婦。田樂の張行。此時の事也。
 按、まゝに。此時ふ至て。文學漸く衰へたり。大江
 匡房中納言ふなき社。太宰帥ふ任せし。此御
 時なまじと。社を白河法皇社御心をまじり。三奥
 年の戦源義親の事あり。
 鳥羽、堀河第一の子。母は閑院大納言實季の女
 なり。續古事談ふ。堀河院皇子とそく出来終ひし

らは。白河歎まひて鳥羽社御母后ハ入内也。懷妊
 の後。ら母坊門尼上。賀茂ふふ。そりて。男子を祈
 る。ひし時。此夢ふ。明神衣の袖。居終ひて。その社
 きまひ。男子浅生。魚。その巻たる物。浅と社と何
 りしを見て。驚て巻をけくら社。ふ。は。より。考る
 龍。あり。不社をとりて。つたそりて。鳥羽院に獻せ
 り。の衣ハ御正體とて。四條坊門の別宮をは。の
 の尼上。は。社。又女一人。参て女房ふ申て。い
 く。ら。み。ふ。は。王子也。免て。考く。た。こ。ま。は。魚
 し。右の御尻ふ。あ。ぎ。た。ハ。一。ま。あ。へ。一。とい。ぬ。實季
 出。あ。つ。む。と。せ。し。に。彼。女。ハ。う。と。う。ま。生。社。ま。ひ。し

小誠、右近御尼、小慈たよりまし、ちち、帝むす、此
 て八月、よて立太子、五歳に、即位、右大臣藤忠實
 攝政、十一歳、よて元服、永久元年正月忠實關白、保安二年
 二月、忠實辭關白、四十四三月、忠通關白、廿五歳、在位
 十六年、よて讓位、廿一歳、政事を、白河の崩後、此帝の政務、廿
四年、五十四歳、よて崩す、白河を、本院といひ、鳥羽を、付新院
 といふ、白河花宴、保安三年二月の間、鳥羽五十、御賀、仁平二
七日、なと、いふ、此御時、事也、正統記、小、此帝の時、に
 裝束、よく、ふり、鳥帽子、額、なと、いふ、事も、出来
 ぬ、花園の、有仁、大臣と、仰合、さ、社、續世、継、花園大
 臣、乃、傳、白河の源、第三宮輔、仁親王の一、男、此、大将

殿ハ、殊の外、小衣紋を、この、こ、総へり、袍、長短、か
 と、あ、ま、う、に、調へ、く、其道、小、を、く、社、給へり、昔は、奴
 袴中、ふ、み、て、鳥帽子、を、こ、は、く、塗、る、事、ふ、う、り、き、此
 比、より、ま、さ、ひ、鳥帽子、を、さら、免、り、鳥帽子、を、と、折、こ、の
 かり、て、侍、る、白河院ハ、御裝束、に、参、る、人、ひ、き、は、く
 ろ、ひ、し、を、は、さい、な、み、ま、ひ、よ、鳥羽院、此、大臣、こ、ま
 う、小、沙汰、し、ま、ひ、肩當、腰當、を、な、う、し、と、く、め、冠、を
 め、を、ぬ、人、な、し、冠、鳥帽子、を、ま、ま、雲、を、う、く、の、ら、を、社
 を、さ、ら、ま、付、落、ぬ、く、衣紋、の、雜、色、と、い、ひ、て、蔵、人
 小、ふ、ま、し、え、此、御家、の、人、也、院中、より、政、事、を、給、ひ
志、る正統記、小、鳥羽院、の、御代、よ、り、諸國、を、武士、の

源平乃家小属す事をとくむといふ制符
 きをひくありき。源平久しく武を取て仕へり
 事ある時は宣旨依給りて諸國の兵を召具し
 けり。近代と稱して頓て肩をいりやうら多
 くふりしにゆりて此制符は下されき。果して今
 迄に亂世の基ふ社はいひなき事に成ふに成ふ
 里。又白河鳥羽は御代の比ふり。政道の古きす
 たをりく衰ぬ詳ふ武家の下
 崇徳院ハ鳥羽第一の子。母は待賢門院也。大納言
 女と白河養て入内保安四年正月受禪。五關白忠通攝政と
 里。六の時曾祖白河を本院といひ。鳥羽を新院と

いひき。大治三年。待賢門院の御願とて圓勝寺を
 と川。四年。七月。白河は法皇崩七十七此後を鳥羽上
 皇政を聴ふ。白河世は七時ハ待賢門
 院寵ありて男女の子あまた生男五人白河崩後
 鳥羽憚る所なく。前關白忠實女一人女入内。高陽院と
 いふ。子は三木藤長實女を名て女御とす。美福
 門院とりふ。一時女院三人ある中を美福門院
 專寵し。鳥羽の政怠る。天承元年十二月。故關白
 忠實。上皇小謁去。此を白河と憚ありしや。退
 居十二年。始めて出仕去。既ふ致仕とせし。此後
 政よあり。嫡子關白忠通と不和。二子頼

を志す。崇徳院ハ白河御胤子と云々。鳥羽院之其
 由を知名て、叔父子とそ中さしめ給ふ。さきふよ
 りて大略不快少くやまし免ふ。鳥羽院最後ふ
 之惟方時不廷尉佐をめして、汝をわらそと思て仰ら
 る也。閉眼のくち、御遺言の旨候とて、うけ廻り
 入奉らざればとのたまふ。
 近衛院ハ鳥羽第八子、三歳まで即位、關白忠通攝
 政す。此時鳥羽を二院とす。崇徳を新院といふ。
 天養二年、八月、待賢門院崩。久安六年、正月、元服。
 此月、左大臣頼長、女入内。實は徳大寺中納言藤
公能女。○皇后といふ
 六月、攝政忠通、女入内。中帝中宮ふを親く。皇后

ふを疎うりしは、忠通頼長兄弟に間彌不和。九
 月、忠通氏長者。十二月、關白。仁平元年、正月、頼長隨
 身兵仗氏長者。内覽の宣下。これ父忠實申行ふ所
 也。攝關ふらひ長者。并ふ内覽
の宣とこれをいふ久壽二年、七月廿三
 日、崩。七在位十四年。
 後白河ハ鳥羽第四子。崇徳同母弟也。廿九歳即位。
 忠通關白より、古事談小。八條院。近衛同母女弟を
暁子内親王
 や女帝ふを急奉る。又二條院の今宮。後白河の今宮
 とて坐するをやつけ奉る。さきと沙汰ありを
 るに、法性寺殿通。今宮の後腹。小御座をもるを死
 て、いふて異議あふ。さきと議し、さきと受禪

保元物語云、新院此時を得て我身一を位に居り
つゝ、（イナヒト）重仁親王ハ一定今度ハ侍らざる存
むと待らざらばハ一也。天下に諸人を皆ら存
とし處ふ思外ハ美福門院に御計りて、後白河院
其時をこめらさるゝと、（イナヒト）我御位もつを
ひらけ、高を賤も思外の事にたもひあり。此四
宮ハ新院と御一腹ふて、女院の御を免ふ共
御も、子を終はえ、重仁に位に侍らざるむと
を猶猜み多ひて、後白河をもてなす参らざる
て、法皇にも内へ申させ多ひ也。其故も近衛の
世を早くさふと、新院咒咀し終ふとあむ思召

々々、（イナヒト）此依て新院乃御恨一ハさわりせ終
ふえとり也。此時四宮雅仁をさるゝ其子守仁
（二條）を東宮と、暲子内親王を東宮に養母と
てハ條女院と尊號し、（皇后をらて）暲子同母乃女
弟高松院を東宮に御休所と定められ、（おまは東宮の妹）
保元物語云、後白河即位の後、忠通世淳素ハ
るへは關白の辭表たさるゝ。又内覽、民長者
關白ふ付らるゝ。兩様共ハ天裁ハありと頻ふ
申させ終ひる。按ずるに、頼長内覽成と、（イナヒト）
札ハ頼長新院に、一宮重仁親王を位に即ち奉り
天下に事執行セハヤと思ひ、常に新院に参り

てとのるあるを、保元元年七月二日、鳥羽崩
 て後、ある夜新院昔を以て今を思ふに、天智は舒
 明乃太子也、孝徳乃子多うり、いと位小つさ
 ひ、仁明ハ嵯峨第二子を終と、淳和ハ子茂さ、茂
 きて祚をふむ、花山ハ一條小さきたち、三條を後
 朱雀小をくむ、我先帝ハ太子に生きた帝位を辱く
 す、上皇の尊號小つらふるへくる、重仁こそ位小
 法く辱き、小文にえあらぬ武小もあらぬ四宮に
 超ら、社て、父子共小愁まゑつむ、然も、鳥羽ハ
 下を奪むとふ、乃憚らある、いと仰、社ハ、頼

清盛その
 時ハ安藝
 守
 是は信西
 密謀と獻
 せしなる

長きく、
 て兵をめす、源義朝、義康等、源氏ハ召小應す、鳥
 羽も此みだ社ある、思召は、美福
 門院ハ遺戒何して内裏小多さる、さ、武士乃姓
 名、茂記ハ、重仁親王ハ故、刑部卿忠盛、養
 君も、清盛ハ其乳母子を、御遺戒に
 参りて、美福門院の謀りて、故院御遺戒小任
 具して参りたり、新院ハ鳥羽の田中殿、白河
 の前齋院ハ御所、御幸ありて、義朝の父為義、
 の子四郎左衛門尉頼賢、掃部助頼仲、實茂六郎為

宗七郎為成鎮西八郎為朝九郎為仲等六人を具して參ふ。清盛叔父平右馬助忠政父子も參り。賴長も宇治より白河殿へ參り。凡兵一千餘騎。こ北よりさき内裏へは關白忠通參内して賴長を流刑ふ申し行ぬ。こ北謀反發覺不事おれ也。馳あけり兵一千七百餘騎。新院齋院御所より北殿へはけり。こ軍議乃時為朝内裏をやく。こと奏す。賴長不聽。内裏を高松殿まで分内狭して。俄小東三條殿へ遷幸。こは義朝をめて軍議あり。義朝奏していよく。清盛等をこめて内裏を護りみつら兵をいさみ夜討ふす。

信西之議
賴長と大
体異也

信西為清
盛之地

へいと申す。こ北南都の衆徒一千餘。明朝少納言新院へ參ると聞へた也。入道奏す。臣の家乃事猶くらし。況や武事をや。一向義朝よりらひたさる。先んする時ハ人を制す。後小なる時ハ人を制せらる。といへ。今夜の發向尤也。清盛伐さ。めまそらん事。然るへらる。武士皆罷向ふ。早く免徒を討して逆鱗をやめは。ま日比中所の昇殿おらる。疑ふ。應らほと。いふ。義朝戦の場。小臨て。なんぞ餘命を存せん。只今昇殿して死後の思出に仕る。へいとて。をいへ。階上ふのほり。を信西こい。うふと制を。成帝御入興あり。白河殿より武

者所親久をうて内裏をうくくしてめて敵来る
と聞えしは為朝其謀行まざることを憤りて
ハ蔵人小なほる猶怒りて不拜。十一日。寅時ハ
軍始り。夜明て義朝奏して火を放つむ事。我
奏す。信西承てゆるさゆ。やうて火を放つ辰時新
院。頼長出奔。北白河より頼長中流矢。新院為義を
召具し如意山小入て武士等と散し。為義、忠
政三井寺にたしゆく。新院ハ知足院の傍の僧
坊小入て薙染。忠實ハ新院に軍利をうて聞て橋
を引さ治南都へ出奔。頼長も南都小たむむ舌
浅喰切て死す新院そのち御室へ入るひしを

とり奉る。十一日。夜小入て忠通關白をこのとく
氏長者たる。子時はる。日に勸賞あり。安藝守清盛
播磨守。下野守義朝。左馬權頭。義朝むし。左馬助
たる。今權頭たるむと面目小あらはしとひし
は。頭小なる。重仁ハ出家。清盛をうて為義をむ
とむ。為義東國小赴きし。忽小病て父子相失
て義朝の許し来ふ。忠政も清盛のかたし来れ
を奏して父子五人を誅す。これ日比叔姪不快の
上為義をうて謀也
とい。為義を毛さるしと勅ありしを義朝二度
うて訴しと。清盛すく小叔父とさゆ。姪猶子とい
へり。豈父小異ならむやと怒らせり。鎌田次

言史餘論

郎政清をりてさうせたり。義朝弟九人皆さうは。
為朝一人のみをたを、近江、和田、さうたを、一、成
九月二日、小いけとふ。湯屋、小おり違期、さ川を勇
士、左、さゆ、小流刑。九月、知足院、入道、相國、忠實も
頼長同意の、さ、さ、て、流罪の沙汰あり。小忠通
訴、さ、さ、その事、おく、父子始て和睦セ、八月、頼
子皆流さる。為長、雲州、廿三日、院は讚岐へ流さる。
師長、土州、教長、常州、八月、此日、清盛、義朝、合戦す。
八年の後、長寛二年、八月、六日、崩す、四十六歳。
て、白赤、旗、さ、さ、て、武士、洛中を東西寸、敕使と以
て、両方、伐、御、さ、つ、法、あり、さ、さ、と、さ、さ、さ、事
の由を奏す。保元物語、小い、さ、さ、さ、さ、て、今度の合

戦、前代未聞と申す。主上、上皇、御連枝也。關白
左府、御兄弟、武士、大將、為義、義朝父子也。此、兵
亂の源も、さ、故院、鳥后、美福の御勸、さ、さ、て、不義
に御受禪と、さ、あり、故也。七月、十九日、源平七十
餘人、誅、さ、さ、中、院、左、大臣、政、真、大、宮、大、納、言、伊、
通、等、議、さ、さ、申、さ、さ、さ、さ、嵯峨、御時、左、兵、衛、督、仲、成、誅、セ、
ら、さ、さ、さ、さ、以来、死罪を、さ、さ、め、ら、さ、さ、さ、さ、り、て、
一條の御時、内大臣、伊、周、中、納、言、隆、家、の、花、山、院、成、
射、さ、り、罪、既、小、斬、刑、小、あり、さ、さ、さ、さ、り、法、家、に、革、申、
さ、さ、さ、さ、とも、遠、流、さ、さ、さ、さ、今、あり、さ、さ、さ、さ、て、死、刑、を、行、
さ、さ、さ、さ、さ、に、あり、さ、就、中、故、院、乃、御、中、陰、也、お、た、く、

讀史餘論

卷三

七

信西不保
其身正坐
此

真王政也
三代之後
所未聞

言史食言
をた免らるる一さうりを申さる。信西内くやける
ハ。此議不可然^多くの兇徒^多國々不^多りちはか
ハとれんを定て兵亂^多基^多を多^多。非常之理ハ
人主專にセ^多と^多事有^多重^多ね^多て^多僻事出来^多ら^多は。
後悔^多なん^多を益^多あら^多むと申^多を^多甚^多と^多皆斬^多ら^多ま^多る。
弘仁^多小仲成誅^多セ^多ら^多神^多て^多帝王廿六代年紀三百四
十七年^多た^多く^多た^多ふ^多死刑^多と申行^多を^多了^多す^多た^多て^多九
社^多就^多中^多義朝^多小父^多を^多さ^多ら^多せ^多ら^多ま^多す^多と前代未聞の
義也。且は朝家の御あやまり。且を其身の不覺也。
孟子^多小舜^多天子^多たり^多瞽瞍^多人^多を^多ころ^多す^多事^多あら^多んを。
鼻陶^多と^多ら^多く^多た^多ら^多は^多舜^多ハ^多い^多り^多り^多ま^多ふ^多處^多を^多とい

用或作備

ふ小位^多成^多齊^多て^多父^多を^多負^多て^多去^多る^多處^多とあり。義朝實
ふ^多す^多け^多む^多と思^多む^多り^多な^多ら^多る^多其^多道^多を^多行^多ふ^多は^多一^多く。
恩賞^多を^多終^多ふ^多に^多申^多ら^多ふ^多と^多た^多と^多ひ^多我^多身^多を^多す^多け^多
るとも。い^多り^多て^多是^多伐^多救^多ハ^多さ^多ら^多む。誠^多小^多義^多小^多を^多む^多多^多
る^多故^多小^多や^多無^多雙^多能^多大^多忠^多セ^多ら^多く^多を^多殊^多なる^多勸^多賞^多も
ふ^多く^多け^多つ^多く^多幾^多程^多も^多なく^多て^多身^多を^多止^多し^多ける^多一^多を^多
淺^多ま^多す^多た^多れ^多正^多統^多記^多に^多評^多是^多小^多同^多一^多。又云。保元平治
ら^多ま^多此^多う^多た^多天^多下^多み^多た^多れ^多て^多武^多用^多さ^多り^多り^多に^多王^多位^多の
ろ^多く^多あり^多ぬ^多。いま^多泰^多平^多の^多世^多小^多の^多處^多ら^多さ^多る^多は^多名
行^多み^多や^多ふ^多社^多を^多り^多。

按す^多ふ^多。白^多河^多の^多義^多女^多小^多私^多一^多。その^多妊^多め^多る^多紙

由て孫婦とす。その免すは紙侍てやうて天位
 を嗣む。鳥羽また聚麀して多くの男女を生
 まし。免する其子なるの罪ある。其母と寵
 て其子をふくみ。何れをもち。艶妻ふ惑ひて幼
 子をうづ。崇徳また其假父をうらみ。同母の
 弟をせめ。忠實大臣として故なく幼子と愛し。
 頼長長を陵るんとす。忠通又その弟と氏長者
 をあらそひ。清盛其叔父。従兄弟。義朝斬て。義朝の
 父と弟とを斬らむとをかり。義朝又朝命を
 辭し。ついで父と弟とを斬る。後白河其兄と何
 らそひて。社を流し。その功臣等をして其父

子兄弟をさうしむ。いひつゝ。父父うらむ子
 子たらす。兄兄をさうしむ。弟弟をさうしむ。夫夫をさうしむ。
 婦婦をさうしむ。君君をさうしむ。臣臣をさうしむ。次と。北畠乃
 准后いふ。申る名教のやうに。一言以て蔽へり
 といふ。

頼長ハ忠實の愛子より。信西小學ひつり。其兄忠
 通ハ詩歌手迹ふき。みなるをば。朝家の要事に
 あらはれ。ねも。五常を正しく。賞罰をわ
 くら。政務をうつく。善悪をうけ。時人
 悪左府といひ。これを。眞實は心うらむ。後
 舎人平飼等乃道理をうけて申はくる事を。後

言史館言

社

悔し陣より公事其時外記官吏を以さめられし
小も過らぬりしを中披るも急状をうきて終極
り、其社を辭り社を、一の上其急状を以下の臣下
取傳ふる事、家の面目なら夫やと仰々を、この信
西とい婦を、左大臣武智麻呂其遠孫より、後白河
上皇の御乳母紀伊二位の夫也、此人南家の儒胤
と社と、儒業をばはくす、わらさより、諸道兼學
して、九流百家小至るまで當代無雙乃宏才博覽
たり、とし、幾ハ日向守通憲とて御前よりなふと
ふく召遣社し、ある時首さらせんとて、相あ
るを自ら相して、出家のいと傳申其時、日向入道

とらそ社んハうたてしを候、少納言を申し、終
らハやと申せし、或始ハゆふし終りて、或や
うくふ申してゆふはま、出家して少納言入道信
西とりふ、此事鳥羽の御時、その出家心つさし、時賴
長いま、廿歳の時、わらさしに、院より參會し、その
社を出家の暇申して法師ふなるへし、そ社小以
たりし、死事一川あり、才智身に餘りぬる者は遂
小不運なること、人死申て學文を懶くせん、悲し
さ也、君を攝録の家小生社前途頼あり、うふら次
學文才智をさはめて、去らる人臣の位をささる免
終ひ、その社故人のたことらむ邪執をうふむり

讀史余論

卷二

二

てたつと申々れをその顔を法々とまをりて
 涙くも詞をなきてうなるさまい々を。後四年を
 經て頼長のの時病をとふ事ありしに。卧ふら
 龜トと著莖と事代論せしに左府龜ト深トと
 て事の外小論一ありて。入道遂ふまけぬ。さて
 入道。今は御才智既小朝よりあり終ひたり。御學
 文入屋ららす。若猶とさせ終ひ。一定御身能業
 とならへしと申して退出せり。此事を自讚し
 日記よりあるにたり終ひ。保元物語小弟子を見
 る事師ふとるにたり事あり。こも御學文を
 め申るにあらし。才智小ほらるる所をそ誠し

め參らせむ。ま川御心誠小心ありて。らる何
 こ御心とせの上能御學文了そ然る一者終何の
 まて内外の鑽仰し。一心のき免也

按るるに。此物語小評せし所ハ志の也。と終と
 通憲のかくいひし所を志はあらし。はしめ
 勧めし所は。智をさし免終しとて見へし
 礼徳を修め終しとをいし所あり。ひとりの頼長
 の身代うしなひし能みふあら。次信西の終を
 よくせさるし。も考す才智を以て學とせし。謬
 小終る歎

亂後帝後三條の例小らるる記録所をききてみ川

君相共小
童幼古今
未聞

くら政をさす。御乳母乃夫少納言入道を寵任し
 て大内を造ら^{白河の後始}。洛中残を掃さるめ
 る古に盛時ふら^二。在位三年よて讓位十三
 二歳○これより後
 の事下小詳を多
 二條院ハ後白河第一子。母は大炊御門贈太政大
 臣經實女也。保元三年八月受禪十六。忠通辭關白。
 其子基實為關白十六。天下乃事ハ後白河聽さ。
 ひ。信西いよく任用せらふ。平治元年十二月信賴
 義朝の亂起^{保元亂後二}。權中納言兼中宮權
 大夫右衛門督藤信賴ハ中關白道隆の後ふり
 ら。父祖を諸國に受領を経て。老後從三位ふ至り

然る小此人後白河上皇小寵任をさる。廿七歳
 して中納言右衛門督ふ。後大將を望申を
 一を。上皇信西小議をさ^一。は。此事ゆ^二。免く^三
 ころ。一のら次。君に御政を司召を以て先と。叙
 位除目小僻事出来ぬ。終多。上天の意小背。下民
 此謗をうけて世の亂る。端也。漢家本朝其例こ
 終多。三公小。列を。大將を經さる。臣の
 三あり。執柄に息。英才此輩を此職を先途と。信
 頼なと。身張以て大將をけ。は。驕を
 さ。免て。暴逆に臣とな。天の左めにな。諫
 終ん。不便は思召。終は。と諫

うと、けふそと思召御色ふらりしハ、信西唐の
安祿山の圖三卷をこゝろに獻せしものと猶實
ふもと思召事なり。信頼うくと聞て、常に所勞と
稱し引出もして、馬のり引、足力持をとい
とく、小武藝を習ひ、信西伐滅さむためを聞え
し、信頼其子信親を清盛の婿ふして、相謀ら
むと思ひ、彼を太宰、大貳とさせ、大國あり
左路ハ、義朝を保元其功大なり
て賞の輕伐恨をまじとたもひ、日比懇ふら
ひ、帝は外戚新大納言經宗、御乳母子別當惟方等
ふむつひし、正統記ふ、清盛は信西の縁者と成

て事の外ふ召仕ハ、信西清盛を滅して世を恣
ふとんとし、此年十二月四日、平清盛其子左
衛門佐重盛と熊野小詣しあつて、義朝と相謀
り、九日子時、小義朝五百騎を率ひ、信頼院御所へ
参り、上皇を大内、一品乃御書所ふらへ、帝を
黒戸の御所ふをさまいらせ、三條殿伐やま、信西
ら西洞院、其宅ををらふ、其子とも關官せしめ、御
方の兵小除目を行ふ、信頼は朝餉の間ふありて
ふ、義平は母方の祖父三浦介ら許ふありし、朝
さし、事ありと聞て馳上り、今日に除目ふ
ありし、勢伐、安倍野ふ出むらひ、清盛父

子をうらちて後小終る一とて辭す。信賴ゆらさ
 次信西八九日午時一白虹貫日を見て今夕御所
 小夜討入屋一とありて奏とんを免に院參と一
 一御遊死中ふて子息等一御前ふあり一は女
 房に申置家一歸り妻の二位小子供もとせらせ
 よといひ郎等四人具して奈良へ奔ふとて信樂
 の峯うて忠臣君一代とての事をもひ出
 て十日朝右衛門尉成景茂都小返一見せしに舍
 人武澤の來ふ小あひて變をうて入道ハ春日山
 乃奥へゆき一といひて引返一とてりふ入道
 生をうら穴小埋らふ出雲前司光康五十騎もて

追のけかた月毛乃馬と武澤とりの舍人を見つ
 きて尋問てわら出ず小以また息あふ首とりて
 十四日小獄門よりく正統記小信西を才學何を
 心さる一かりありと己の非をとり未萌の禍を
 防くまての知分やうけとるむ信賴の非をハ
 諫申々れと我子とをハ顯職顯官小上り近衛中
 將ふとふは一なり三木以上小上るをありあり
 て失小一は是を天道ふたり小所ありとは疑
 なり十日朝六波羅よりとて一早馬切目姓王
 子もて追付く清盛もつ熊野小参らわやといふ
 を重盛諫て引返す兵具なりといへん筑後守家

本の字下
二有杠の
字

詩史餘論

卷二

貞長櫃五十合より鎧五十、矢五十、腰竹の中より
 弓五十出し、別當湛増十騎を遣ひ、湯淺宗重
 廿騎よてきたる、これこそ百騎よて返る、義平三
 千よて安倍野ふまると聞て四國へ渡らんとい
 ふを、重盛諫之、家貞と共小勸めて歸ふ、其後信西
 の子とて流罪嫡子新宰相俊憲、播磨中将成憲、六
 言といふ、權右中辨貞憲、美濃少將長憲、信濃守正
 憲等あり、僧俗とも男子十二人、女子五人あり
 り、廿三日、内裏よては六波羅よりよてくる、とく
 さむく、六波羅よて十日より日よてふ、廿六
 日に夜上皇ひろくに仁和寺ふ奔る、藏人右少辨
 成頼御供也
 帝も六波羅よてくる、經宗、惟方
 御供あり信頼よりくと聞て

驚て六波羅を攻庵しとせしに、廿七日清盛内裏
 ふをよて、源氏兵をうちやふよて六波
 羅よす、源頼政心かき、源氏利をくよて義
 朝東奔、信頼道よて捨られ降参よてさらふ、上皇
 信頼の死刑を宥免られ、事を請ひまひしと
 叶ふ、義朝青墓より尾州野間へ下向、長田忠宗
 ら家ふ入る、明る永暦元年正月三日ふ忠宗らと
 めふうた、三十三歳義平は父と議よて山道より攻
 上る、よて飛驒ふ下里しに、多勢とな、義朝
 うたれしと聞えて兵散る、都ふ上り清盛を祜ら
 ひし、あらは、難波二郎經遠三百餘騎よて旅

讀史餘論

卷二

三

館をふこみしを、うちやふりて石山の邊ふりて
 祇一、殘難波三郎經房の郎等捕てのほる。首さら
 きたり。四月十八日の二月九日、頼朝關東より捕
 たる池乃尻の請ふよりて豆州に流さゆ。常盤ら
 腹三人をたすけらゆ。此功ふりて清盛正三位
 小叙し。三木小なと子息兄弟皆く國路はる。信西
 の子十二人を召返さる。きふその事をし。これ
 をまとのとく召法らひさ。祇んは、信頼同心に
 事天聴ふ達とむ事残をそ祇て。經宗惟方を申し
 せ。ゆゑ一、所也とそ。院は顯長の宿所小御座あり
 一、あ。二月廿日比。仁和寺より出るとも。三條殿
やけて御所よりなさる。庭との所

大夫顯長の宿所ふりせ也。清盛を召て主上幼
 々、祇をこ祇ほとの御らからひある。庵しとえ覺
 え。按李輔國の明皇を西内小幽へし事のとくなるをいひ
 經宗。惟方の志まさと思召ひましめ。參
 らせよとありし。ハ、召捕て參らる。死刑あはさ
 さまを忠通申しなためら祇て流さゆ。正統記
 小、りくて志し。静まりしに。主上。上皇御中あり
 くて。帝外舅大納言經宗御乳母子別當惟方等上
 皇の御意ふをむさな祇を。清盛小仰きて召捕へ
 う。祇配所し遣さゆ。こま。り清盛天下の權殘
 恣りして。程なく太政大臣小上り。其子大臣大將

小なるを、刺兄弟左右に大将小並へり。天下の諸國
 半過るまで我領となり。官位を多く一門家僕小
 ぶさけし。王室の權はら小なるに。よくになら
 ぬ。按をふ。此年帝藤原多子。名て后小たてら
 ぶ。此を近衛院に后なり。その美なる事を帝聞
 召て。その父右大臣公能（まろ）小教して。めさふ。此事然
 る。このら夫と上皇をたほし。群臣諫ふ。いと
 聴給は。二代の后といふ。此也。時小帝十八。后
 ハ廿三也。此より主上。上皇に間快。ら次。此事
 小ありて。經宗。惟方。罪せら。此より。平治物語のと
 く。な。是は。信頼。ら。亂を。主上の。御旨也。といひ。事

ころ。ま。信西。ら。子息。等。流刑。に。事。歟。平家物語。二
 代。后。の下。小。永曆。應保。此。より。十。年。二。條。の。院。乃
 近習者。を。内。より。御戒。あり。内の。近習者。を。は。院
 より。い。より。免。ら。る。間。上。下。を。此。お。の。以。て
 や。ま。い。心。を。せ。た。た。臨。深淵。履。薄。氷。ら。と。く。主上
 上皇。父子。乃。御間。何事。に。御隔。ら。あ。か。を。此。と。お。思
 外の。事。共。多。う。り。今。應保。二年。富家。入道。相國。忠
 實。薨。四。十。歳。知。足。院。の。關。白。と。い。ふ。是。也。三年。二月。前
 攝政。忠。通。薨。六。十。歳。法。性。寺。殿。と。云。鳥羽。より。當。代。ま
 關。白。と。永。萬。元。年。三月。源。為。朝。豆。州。大。嶋。より。鬼。嶋
 小。赴。し。とい。ふ。六月。帝。病。あり。て。讓。位。上。崩。三。

在位七年、六月廿五日、
 六條は二條乃子、母々大藏大輔紀兼盛女、受禪の
 時二歳攝政、關白基實、後白河上皇政を聴き、
 平家物語云、一の宮純二歳、ふらふら七歳、ふを太
 子小きて、ふらふらと聞え、ふらふら、六月廿五日、
 俄上親王、此宣旨蒙らせ、終ふ、頓々其夜受禪有し
 ら、天下何となふあつて、さすま也。本朝童帝
 此例を尋ぬ、ふらふら清和天皇九歳にて讓をうけ、
 七歳、外祖忠仁公幼主を扶持し、終へ、是を攝
 政の始なり、鳥羽院五歳、近衛院三歳、うを、
 いは、ふらふら社と申せ、是は二歳、ふらふら七歳

憲仁下一
 本分註高
 倉院の御
 事六字

ふ先例なり、物ささ、と云愚也、仁安元年七月、
 基實薨、其弟左大臣基房攝政なり、十月、後白河
 上皇々の第三子憲仁親王、伐東宮、ふらふら、社主
 上、叔父也、主上三歳、二年二月、平清盛為太政大臣、
 二條、應保元年、中納言、六條、永萬元、大納言、仁從
 安元年、ふ内大臣、そ、終、より、を、くに、大政大臣、
 一位、隨身兵仗、伐賜り、輦車を聴さる、時、ふ五十歳、
 五月、辭表、八月、賜官符、以播磨、肥前、肥後之郡郷為
 功田、三年二月、上皇廢帝、以東宮為帝、帝を新院と
 に、五、在位三年、正統記云、上皇世伐、志ら、勢多、
 小二條、此帝、奉ら、快らぬ、御事を、故、ふや、
 つ、讓國の事あり、御元服なと、を、く、

十三歳に世代をやくはりくさ

按を多小、上皇清盛を頼小擢任せられし事は、其愛子憲仁を立むとたもひまひし故小、其力を借らむとの御事なす。此事鳥羽の崇徳代廢し、近衛代立ちられしより、猶僻事をふへし、孫を立ふし、いふ事古に禮也。是一川叔父を、一姪の太子小立ちられしと最逆也。是二つ、鳥羽院ハ崇徳の我子小あらはるると代をりまひし故ともいふ。一、おまは正しと嫡孫也。二、うそをてに帝位をゆきまひしを、孽子と以てとまらるし事、是三川のつらまた元服も

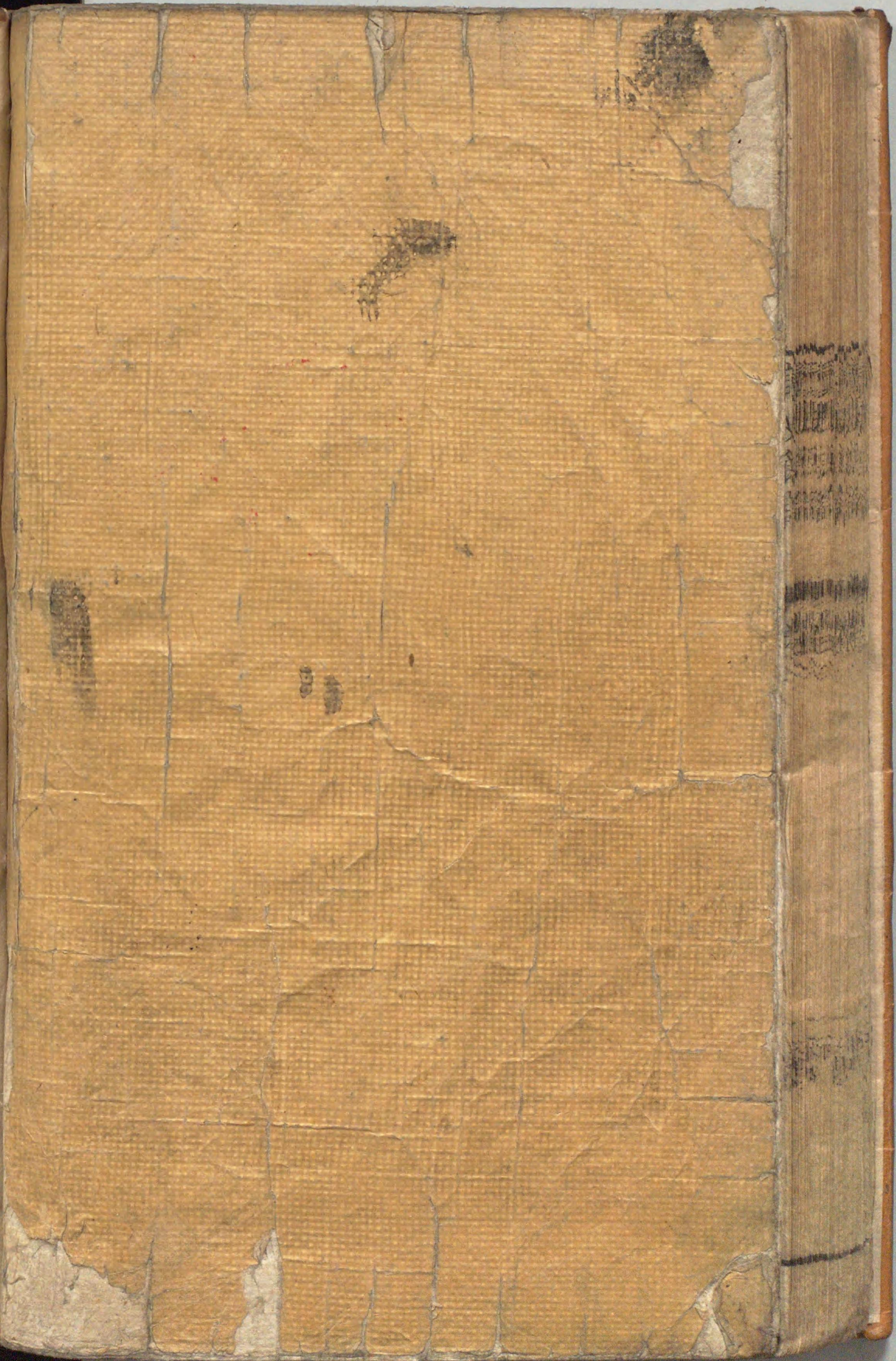
ふく廢せられしといふ事ハ、古今に其例なき事歟

高倉は後白河第三子。母を贈左大臣平時信女。建春門院とす。八歳して即位。基房攝政なり。後白河天下代知り、終不事とす。正統記小、清盛權代專小せし事は、殊更此御代に事也。按を多に、清盛の妻平時子を、建春門院の女兄也。故小平氏より、勢代得し也。又建春門院は兄大納言平時忠を、主上小毛院小を、平家小を皆親ありし故、權柄を執られし。時人これに平關白といひ、此年十一月、清盛依病薙染。五十嘉應二年春、豆州狩野介

茂光の訴ふより、源為朝追討に院宣を下され、四月、為朝の大嶋に宅をせむ。為朝自殺。三十三歳十月、平重盛第二子資盛、松殿攝政基房と乗合に事あり。承安元年正月、帝元服。清盛女徳子入内女御とす。五十二歳二年二月、徳子中宮とす。十二月、基房攝政を辭して關白とれる。百鍊抄。嘉應二年九月、上皇幸福原、為覽宗人也。承安元年七月、清盛進羊五頭麝一頭於上皇。三年三月、宋人有貢相國入道可遣返牒之由被定仰。安元二年七月、六條院崩。十三歳同月建春門院崩。治承元年乃春、後白河法皇別當新大納言藤成親、西光法師等と東山鹿谷小會一

て平家伐つる。五月乃末事覺れて、六月、清盛成親、西光等を捕へり。西光并其子加賀前司師高、其弟師經、伐りて成親を流す。其子成經、平康頼、後寛等事に坐せり。流さる。二年十一月、安徳生。十二月、立東宮。三年八月、平重盛薨。四十三歳十一月、清盛使宗盛圍法住寺。幽法皇於鳥羽離宮。流關白基房、于備前。太政大臣師長、于尾張。削按察大納言源資方等四十三人官爵。以二位中将基通任内大臣。為關白。廿歳基實の愚管抄。無文才為執柄。自基通始。四年二月、讓位於東宮。歲在位十二年。正統記。不、清盛惡行をのぞき、主上ふりく歎

186
6
209



歷

圖

書

藏

國

朝